

# 佐世保市教育 振興基本計画

(第2期)



平成 25 年 3 月  
佐世保市教育委員会

# 目次

はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題	3
1 学校教育における現状と課題	3
2 青少年を育む環境における現状と課題	8
3 生涯学習における現状と課題	10
4 スポーツにおける現状と課題	12
5 人権における現状と課題	14
6 文化芸術における現状と課題	15
7 本市の教育を取り巻く全般的な課題	17
第2章 佐世保市の教育施策	18
1 まちづくりの基本理念及び目標	18
2 佐世保市教育方針及び努力目標	18
3 佐世保市教育方針が示す理念	19
4 佐世保市教育方針が求める対応	21
5 教育委員会の施策体系	23

学校教育の充実

- ☆ 幼児教育の充実を図るために・・・29
- ☆ 確かな学力の向上（義務教育）のために・・・33
- ☆ 豊かな心を育む教育の充実  
（義務教育）のために・・・39
- ☆ 安全・安心な教育環境の確保のために・・・43
- ☆ 高等・専門教育の充実を図るために・・・51

青少年を心豊かに育むまちづくり

- ☆ 青少年を育む教育コミュニティづくりのために・・・53
- ☆ 青少年を健全に育成する環境づくりのために・・・57

生涯学習のまちづくり

- ☆ 学習機会の充実のために・・・61
- ☆ 拠点施設による生涯学習の推進のために・・・65
- ☆ 徳育の推進のために・・・71

スポーツに親しめる環境づくり

- ☆ スポーツ機会の充実のために・・・73
- ☆ 学校体育の推進のために・・・77
- ☆ 競技スポーツの振興のために・・・81
- ☆ スポーツ施設の充実のために・・・85

人権が尊重される社会づくり

- ☆ 人権に関する啓発・教育の推進のために・・・87
- ☆ 学校における人権教育の推進のために・・・91

文化芸術に親しめる環境づくり

- ☆ 市民文化の振興のために・・・93
- ☆ 伝統文化の保存・活用・継承のために・・・99

第4章 計画の進捗管理 ————— 103

資料編 ————— 104

用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

成果指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・109

答申文・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

佐世保市教育振興基本計画  
（第2期）策定検討委員会委員名簿・・・・・・・・112

佐世保市教育振興基本計画  
（第2期）策定検討委員会設置要領・・・・・・・・113

## はじめに

### 1. 計画策定の背景と趣旨

佐世保市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画（以下、前期計画という。）」（計画期間：平成21年度から平成25年度）を策定しました。

#### 〈教育基本法〉平成18年12月改正

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

前期計画の性格としては、総合計画の教育分野の活動計画と位置付けていました。また、前期計画に記載している内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化に伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものとしていました。

その後、佐世保市では、様々な社会情勢の変化に対応すべく、平成24年3月に、平成25年度から平成29年度までを計画期間とした「第6次佐世保市総合計画後期基本計画」を策定しました。

また、国においては、グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化、経済・雇用環境の悪化やつながりの希薄化、格差の固定化など我が国が直面する危機、東日本大震災が与えた衝撃などに対し、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに社会全体を発展させる基盤であるという考え方を基本として「第2期教育振興基本計画」の策定作業を行っています。

このような変化に対応しつつ、「第6次佐世保市総合計画後期基本計画」との整合性を保つために、今回、改めて現状を分析し、その課題に適切に対応するための指針となるべく「佐世保市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、佐世保市教育方針の実現に寄与するよう示すものです。

## 2. 計画の性格

- (1) 前期計画と同じく、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
- (2) 第6次佐世保市総合計画後期基本計画の教育分野の活動計画であり、また、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。ただし、幼児教育や環境教育、食育、文化振興など教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5カ年間の計画とします。

なお、計画中に計上している成果指標は、「第6次佐世保市総合計画後期基本計画」との整合性を保つため、平成29年度までの目標値を掲載しています。

# 第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

## 1. 学校教育における現状と課題

### (1) 幼児教育について

小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培い、「生きる力」を育むための重要な時期です。

この重要な時期に対応するために、保健・福祉・教育などの行政機関が「子ども」を中心として窓口を一つにし、子育てなど、より一層の市民サービスの向上に努めようというねらいをもって、平成20年度から「子ども未来部」を創設しました。

また、平成15年度には、本市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等に資するため、全国に先駆けた取組として「幼児教育センター」を開設しました。そこでは、公立・私立を問わず、幼児教育関係者の研修や子育ての支援の場として活用されていることにより、家庭教育の素地を作ることに貢献しています。なお、幼児教育センターを核とした、保幼小連携(※1)の推進により、就学前保育・教育の充実を図っています。

また、幼児教育センターでは、地域全体で子どもと子育てを支援するため、地域子育て支援センターの利用促進や子育て支援関係団体等との連携を図ることに努めています。さらに、子育て支援の場に地域の方をボランティアとして活用したり、子育てサークルネットワークさせほの事務局として子育てサークル間の連携や活動の活性化を図っています。

#### 【課題】

- ・ 子どもの発達に関して、基本的な生活習慣や態度は、家庭教育や集団生活を通して習得されるといわれています。しかしながら、家庭や地域の環境、保護者の姿勢、遊びの変化に伴い、人と関わる機会が不足してきており、コミュニケーション能力の向上に向けた対策を講じる必要があります。また、幼児期における様々な体験活動を重視する必要があります。
- ・ 国においては「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」に基づき、認定こども園制度の改善や認定こども園、幼稚園・保育所を通じた共通の給付制度の創設等を行い、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととなりました。これを受け、本市に適した制度の研究・検討を行う必要があります。
- ・ 保護者の子育てに関するストレスや不安を解消するために、各地域にある子育て支援センターをはじめ、幼稚園や保育所が拠点となって地域と連携した取組を行う必要があります。
- ・ 発達障がい(※2)を含む様々な障がいに対する啓発や理解を広めることや、その個性や発達段階に応じたきめ細やかな対応を推進する必要があります。

## (2) 学力の向上について

子どもたちが、社会の激しい変化に対応しながら生きていくためには、学校教育において「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」三位一体となった「生きる力」を身につける必要があります。本市においても、心豊かな「佐世保っ子」を育むために『基礎・基本の定着と確かな学力の向上』『地域の特性を生かした特色のある学校づくりの推進』『豊かな心を育む教育の充実』を重点目標として、今後さらに推進を図ることとしています。

学力については、「全国学力・学習状況調査」(※3)の実施などにより子どもたちの実態を把握し、その結果について分析を行い、学習指導の改善に取り組んでいます。各学校においては、それぞれの結果をもとに個別指導の充実を図るとともに、学習の手引き等を作成し、家庭との連携に努めながら学力の充実を図っています。

また、「読書大好き佐世保っ子プラン21」(※4)に基づき、子どもたちの読書活動を推進しています。

### 【課題】

- ・ 全国的な学力低下が危惧されている昨今、PISA型読解力 (※5) や思考力を身につけることが求められており、義務教育の中で何を身につけさせるのか、「生きる力」とは何かを再度確認しながら、指導法の改善を検討する必要があります。さらに、学力低下の一因と考えられる「家庭の教育力」や「地域の教育力」についても、実態調査等により把握する必要があります。
- ・ 小・中学校では、学習指導要領の改訂の趣旨に基づく教育課程の完全実施はもちろんのこと、能力に応じて、さらに高いレベルの授業を行うことで、子どもたちの学習意欲を向上させる必要があります。
- ・ 情報教育の基盤については、一定の整備が完了しましたが、今後、情報モラル (※6) 教育を含む情報教育について、さらに研究する必要があります。
- ・ 個々の障がいの特性や発達段階に応じた教育の充実のために、特別支援教育 (※7) の更なる推進、及び周りにいる子どもたちや大人たちが、十分な理解をし、その障がいに応じた接し方を身につけること、様々な表現手段で伝えられる思いを受け止める感性を磨くことも欠かせない課題です。
- ・ 国際理解教育、情報モラル教育、環境教育、食育等に代表される新たな教育課題に適切に対応するため、マネジメントサイクル (※8) をいかした校長の経営手腕の向上、教職員の資質向上が求められています。

### (3) 豊かな心を育む教育について

佐世保市では、平成16年6月に、痛ましい事件が発生しました。この事件を風化させることなく、生命の重みを感じ取り、豊かな心を持った児童生徒の育成を継続して行うことが大切だと考えています。そのため、特に、毎年6月を「いのちを見つめる強調月間」として定め、様々な活動の充実と継続的な取組を実施しています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、遊びの場や機会の減少、情報の氾濫、保護者の共働きの増加など、大きく変化しています。中でも、全国的にも問題となっているいじめや不登校の問題は、特に義務教育諸学校において重要な課題であり、これらに対応するために、子どもたちが楽しく学校に通学できるような様々な取組を行っています。

#### 【課題】

- ・ 子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人たちが、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく学べる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分への自信を持たせる必要があります。
- ・ 子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、どのように高めていくのが課題となります。
- ・ 不登校等の問題行動の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数）は、ここ近年は横ばい状態ですが、全国平均並みの高い水準にあるといえます。

(年度別いじめの発生件数)

	21年度 (22年3月実施)	22年度 (23年3月実施)	23年度 (24年3月実施)
小学校	27件 (0.19%)	13件 (0.09%)	10件 (0.07%)
中学校	51件 (0.72%)	35件 (0.48%)	23件 (0.32%)

※ ( %) は、発生件数を児童生徒数で除したもの

(小・中学校における年間 30 日以上の不登校児童生徒の推移)

<小学校>

年度	佐世保市	長崎県	全 国
21年度	38	202	22,189
	0.26	0.25	0.32
22年度	43	220	21,529
	0.29	0.30	0.32
23年度	45	209	22,442
	0.31	0.30	0.30

上段は、不登校児童件数（人）

下段は、全在籍者数 対比率（%）

※ 公立小・中学校のみの数値

※ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）から引用

<中学校>

年度	佐世保市	長崎県	全 国
21年度	245	1,166	97,012
	3.45	2.70	2.93
22年度	225	1,099	90,185
	3.09	2.60	2.90
23年度	220	1,038	91,597
	3.03	2.50	2.80

上段は、不登校生徒件数（人）

下段は、全在籍者数 対比率（%）

- ・ いじめや不登校といった問題行動を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、佐世保市の「子ども未来部」や長崎県の「佐世保子ども・女性・障害者支援センター」などの関係機関との情報連携及び行動連携が重要となります。

(4) 安全・安心な教育環境について

学校施設は災害時の避難場所ともなることから、「佐世保市立学校施設耐震化推進計画」を策定し、学校施設の耐震化を推進しています。また、食育の推進のため、「佐世保市立学校給食実施方針」を策定しました。また、平成25年9月から佐世保市立の全ての中学校での完全給食を実施できる給食センターの建設を行っています。

その他にも、学校施設や通学路を含めた安全・安心に学習できる環境整備、適正な学校規模及び学校図書、理科教材等のソフト面の充実等による質の高い学習環境の提供、学校における食育推進の柱としての学校給食の環境整備、児童生徒及び教職員を含めた健康の保持増進を図る環境維持、経済的な支援による安心して学習できる環境の提供に努めています。

【課題】

- ・ 現在、学校施設の耐震化を行っていますが、今後は非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震化も行う必要があります。
- ・ 少子化の影響に伴い、児童生徒数が減少し、複数の学校で教職員の配置、学校行事の開催、部活動の実施などに影響が出ています。また、市周辺部で人口が増加する、いわゆるドーナツ化現象により、過大な規模の学校があるなど、喫緊の課題として、学校規模の適正化を図ることが大きな課題となっています。
- ・ 厳しい経済状況の中、様々な格差の固定化が指摘されています。義務教育の機会均等の観点からの就学への経済的負担が大きい家庭に対する助成が年々増加傾向にあります。

- ・ 他県において、通学途中に痛ましい事故が頻発しました。本市においても、通学路の点検を行うとともに、安全・安心な環境を提供する必要があります。
- ・ 平成25年9月から、全ての中学校が完全給食を実施することとしていますが、運営には多大な経費が必要となるため、新たな財源の確保が課題となります。
- ・ 多様化する児童生徒及び保護者への対応、地域からの期待など、教職員の多忙感から生じるストレス軽減のため、教職員のメンタルヘルスの充実に努める必要があります。

## (5) 高等・専門教育について

佐世保市東京学生寮については、一定の目的を達成したため、平成22年度末で廃止しました。

なお、前期計画に引き続き、高等教育を受ける機会が減少しないよう、私立学校への助成、奨学金制度の継続的な運営を行っています。

### 【課題】

- ・ 経済的な支援として奨学金の貸付を行っていますが、近年の経済状況の悪化、モラルの低下などから、貸付金の未納が増加する傾向にあり、次世代への貸付に影響が出る懸念があります。
- ・ 私立学校を経営する学校法人に対し、施設・設備の改善に対する助成を行っていますが、少子化の影響による生徒数の減少、それに伴う学校経営への影響が危惧されます。
- ・ 少子化等の影響に伴い、教育機関ごとの教育・研究・経営システムの再構築が課題となります。

## 2. 青少年を育む環境における現状と課題

### (1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

教育基本法第13条には「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」が明文化されています。この観点から、学校・家庭・地域との連携による“社会全体で子どもたちを育む”教育コミュニティの実現に向け、学校区の子どもの育み全般を話し合う「学校支援会議」や「放課後子どもプラン」(※9)に基づく様々な取組を行っています。

#### 【課題】

- ・ 子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足が問題となっています。
- ・ 家庭や地域の教育力の低下に伴い、その補完的な役割を学校に求める傾向がありますが、学校現場はすでに飽和状態にあります。
- ・ 中学校区は地域コミュニティの基礎のひとつとなりますが、近年の少子化に伴い、希望する部活動がないなどの理由から、校区外への通学を行うケースも生じており、「地域ぐるみの子どもの育成」を推進する取組との整合を図る必要があります。
- ・ 近年の人間関係の希薄化により、子どもの養育に対する親の不安感、孤独感が大きくなっています。一方、パソコンやケータイなどといった飛躍的に進化し続ける情報媒体が、これまでの見守りの目には触れにくい非行・犯罪や、いじめの温床になるなど、新たな問題となっており、その対応のためには、家庭の教育力の向上が必要となります。

### (2) 青少年を健全に育成する環境づくりについて

長崎県では、社会や子どもたちの変化をいち早くとらえ、平成13年から「ココロねっこ運動」(※10)に取り組んでいます。本市も運動に参加し、関係団体と連携して様々な取組を行っているほか、青少年育成を行う市内の団体に対する支援を行うことで、地域での青少年育成活動を促進しています。

なお、長崎県からの権限委譲を受け、書店・インターネットカフェ・コンビニエンスストア・携帯電話販売店等への立入調査を随時実施し、青少年を健全に育成する環境づくりに努めています。

#### 【課題】

- ・ インターネットやケータイに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害者となる事件・事故の増加など、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。
- ・ 地縁 (※11) 組織の空洞化（町内会など地域のつながりの希薄化）が問題となっており、地域で子どもを見守り育てていくことが難しくなっています。

- ・ 少年犯罪の内容は低年齢化・潜在化しています。また、犯罪につながりやすい深夜徘徊や喫煙などの不良行為も依然として多い状況にあります。
- ・ 佐世保市青少年教育センターにおける昼間の補導件数は、ここ数年減少の傾向にありますが、長崎県警の報告によれば、喫煙・深夜徘徊が依然として多く（平成 19 年までの 5 年間は毎年 2 万人程度）、佐世保市という一つの行政機関で対応するのみでなく、他の機関や地域社会と連携した対応が必要となります。
- ・ カラオケボックスやインターネットカフェなど室内で活動を行う施設へ出入りする青少年が増加しており、それらを監視することが難しい状況が生じています。

### 3. 生涯学習における現状と課題

#### (1) 学習機会の充実について

平成18年12月に改正された教育基本法の第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明文化されました。また、この改正を踏まえ、社会教育法・図書館法・博物館法が改正され、社会教育法には、国及び地方公共団体の責務として「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるもの」という新たな条文が加えられました。

佐世保市教育委員会では、市民のニーズに応じた学習機会の充実のみならず、人々が充実した社会生活を送るために必要な学習機会の提供と、学んだ成果をいかしていく仕組みづくりを整えるため、平成24年7月に「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画（※12）」を策定し、佐世保市が抱える課題を明らかにしたうえで、目指すべき生涯学習社会の姿を示しました。

また、前期計画で課題となっていた“徳育の推進”については、「徳育推進のための行動計画（※13）」を策定し、具体的な取組に着手しました。

#### 【課題】

- ・ 生涯学習に関して、どのようなニーズがあるのかを適切に把握する必要があります。また、多様な学習情報の発信など、ニーズに対応できる環境づくりが課題となります。
- ・ 高齢化が進むとともに、町内組織への未加入者の増大や地域行事への不参加など、地域コミュニティの維持が難しくなっており、その結果、家庭の教育力や地域の教育力の低下が課題となっています。また従来型の地区公民館で開催している講座への参加が困難になるなどの問題も発生しています。
- ・ 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう人づくりを推進する必要があります。

#### (2) 拠点施設による生涯学習の推進について

平成24年8月から、市町合併に伴い設置していた各地区生涯学習センターを廃止し、全て地区公民館としました。また、同時期に、地区公民館における生涯学習の活性化を目指し、公民館政策課を立ち上げ、公民館事業に関する指導・相談体制の確立を図りました。

なお、「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」の中で、拠点施設の果たすべき役割や必要な視点を明らかにするとともに、市立図書館では、学校等支援担当司書の配置を行うなど、「読書大好き佐世保っ子プラン21」に基づいた読書環境の整備を行っています。

#### 【課題】

- ・ 拠点施設を利用できる時間に代表される多様な要望に柔軟に対応し、利用しやすい環境を提供する必要があります。
- ・ 各地区公民館については、災害時の避難場所ともなることから、耐震化が必要となります。また、老朽化が著しいこともあり、計画的な施設の改修が必要となります。
- ・ 東日本大震災の教訓から、「地域の絆（きずな）」が国をあげて見直されており、本市においても、「地域コミュニティのあり方」についての協議の中で、その拠点となる地区公民館の果たすべき役割がますます重要となっています。
- ・ 「読書大好き佐世保っ子プラン21」に基づき、市立図書館、学校図書館、各地区公民館図書室との連携やボランティアの育成が重要となっています。
- ・ 幼児期からの体験の不足を補うために、科学に特化した施設として「少年科学館」を設置していますが、学校利用や理科での活用が少ない状況が見られます。
- ・ 総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区公民館」という3つの教育機関からなり、複合施設の特性をいかして学社融合（※14）の実践を行っていますが、今後、本施設による事業効果をどのように他の拠点施設に応用していくかが課題となります。

### （3）徳育の推進について

平成22年3月に、徳育を推進するための具体的な手法を検討する機関として「佐世保市徳育推進会議」を設置しました。その結果、佐世保市では、平成24年2月に「徳育推進のための行動計画」を策定し、さらに平成24年4月に「徳育推進のまちづくり宣言」を行いました。

#### 【課題】

- ・ 徳育を推進することを目的として設立された民間団体の「佐世保徳育推進会議」と行政の役割分担の明確化が必要となります。
- ・ 徳育とは、すぐに効果がでるといった性質ではないため、継続した取組が必要となります。
- ・ 徳育に関する市民の理解を深める必要があります。

## 4.スポーツにおける現状と課題

### (1) スポーツ機会の充実について

学校週5日制や企業の週休2日制による余暇時間の増大、少子高齢化の進展などにより市民の生活は大きく変化しました。このような中、市民のスポーツに関するニーズは、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化しています。

このような社会的な変化を受け、国においては、平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」を全面改正し「スポーツ基本法」を制定するとともに、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定しました。

一方、社会教育の定義としては、社会教育法第2条において、主として学校を除く青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動も含む）と定義されています。

このような流れを受け、生涯学習の一環として総合型地域スポーツクラブの普及・促進や、地域スポーツの活性化により市民が気軽に「生涯スポーツ」に親しむことができる環境整備に努めています。

#### 【課題】

- ・ 総合型地域スポーツクラブ等にレクリエーション性のあるスポーツを加えることなどにより、各年齢層に応じた生涯スポーツの確立を目指す必要があります。
- ・ 地域スポーツ活性化のためには、スポーツ推進委員（※15）の役割が重要であり、スポーツ推進委員は常に市民のニーズに応じた新しい情報を取り入れるとともに、市民の認知度を向上させる必要があります。

### (2) 学校体育の推進について

学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校に在学している期間を豊かな生涯スポーツを実現するための基礎として位置づけ、高等学校卒業後、少なくとも一つの運動やスポーツを継続させることを目的としています。

このような学習指導要領の改正の趣旨を踏まえ、小・中学校における体育の推進を行うとともに、教職員の資質向上に努めています。

#### 【課題】

- ・ 全国的な傾向として、運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向、小・中学生の体力低下が問題となっています。
- ・ 平成20年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※16）」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。
- ・ 教職員の資質向上により、児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を

培うことができるように努める必要があります。

### (3) 競技スポーツの振興について

本市としては、(公財)佐世保市体育協会を通じて各競技団体への活動支援を行い、スポーツ大会やスポーツ教室を開催することにより、スポーツ団体の競技力向上を図っています。その結果、着実な成果をあげたところです。

また、平成26年度に開催される長崎がんばらんば国体も視野に入れた競技力向上に努めています。

#### 【課題】

- ・ 少子化の影響により、各競技団体への加入者数を増とすることは厳しい状況です。
- ・ 長崎がんばらんば国体終了後においても、ジュニア層(※17)を中心とした競技力向上を一過性のものとせず、引き続き行う必要があります。

### (4) スポーツ施設の充実について

本市のスポーツ施設の多くは、昭和44年の長崎国体を契機に建設されており、老朽化が指摘されています。そのため、長崎がんばらんば国体を契機として、既存施設の改修や新施設の建設を行っています。

また、運営にあたっては、指定管理(※18)、直営、地元住民による管理など、地域の実情に応じた効率的な管理に努めています。

#### 【課題】

- ・ 老朽化した施設については、施設の安全性・利便性・機能性の向上を図り、市民がだれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。
- ・ 地域に偏在化したスポーツ施設の適正な配置について、研究・検討する必要があります。
- ・ 体育施設の利用者数は順調に増加していますが、それに伴うニーズの多様化への対応が必要となります。

## 5.人権における現状と課題

### (1) 人権に関する啓発・教育の推進について

我が国の憲法では、基本的人権の尊重が定められています。

本市では、平成22年度から平成26年度までを期間とする「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を策定し、各種事業を推進しています。この計画に基づき、市行政内の関係部局や人権擁護委員協議会、人権施策審議会、人権啓発推進協議会並びに民生委員児童委員協議会との連携を密にしながら人権啓発・推進を行っています。

#### 【課題】

- ・ 依然として、女性や子ども、高齢者、障がいのある人への差別、同和問題など人権問題が存在しています。
- ・ また、国際化や情報化の進展に伴い、外国人に対する偏見、犯罪被害者に関する問題、インターネットによる人権侵害なども発生しています。
- ・ 地域に根差した地区公民館の主催講座で人権に関するものを盛り込むなど、行政側からの仕掛けが必要となっています。

### (2) 学校における人権教育の推進について

本市では、人権尊重の社会を目指し、全ての小・中学校で、学校教育目標に人権尊重の趣旨を盛り込んでいます。各学校では、教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けての具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。

#### 【課題】

- ・ 学校での問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、継続した取組が必要となります。
- ・ 家庭教育力の低下や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加は未だ深刻な状況です。
- ・ インターネットやケータイによる誹謗中傷やいじめなどの人権侵害も発生しています。
- ・ 各学校においては、子どもたちの発達段階を踏まえ、身近な問題を取り上げて真剣に考え解決を図っていくなど、地域や各学校の実態に応じた人権教育の一層の充実を図り、教職員はもちろんのこと、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

## 6.文化芸術における現状と課題

### (1) 市民文化の振興について

本市では、主要文化施設として「アルカスSASEBO」「市民会館」「島瀬美術センター」「市民文化ホール」「立神音楽室」を位置づけています。

これらの施設を拠点とした芸術文化事業の展開、子どもたちの文化環境の充実、芸術文化鑑賞の機会及び発表の場を創出することで、市民意識調査の結果では、芸術文化の満足度が前回調査と比較して向上することとなりました。

#### 【課題】

- ・ 拠点施設のそれぞれが老朽化しており、存続のための維持管理経費が増大することが課題となります。
- ・ 文化芸術に関する個人の価値観には様々なものがありますが、多様な文化芸術を楽しむことができる豊かな感性と享受能力を育むためには、年齢層、時代の流れなどを視野に入れた市民ニーズの掘り起こし等により、多様な文化芸術への理解を深めてもらうきっかけづくりや環境づくりが必要となります。
- ・ 市民会館については、総合的な整備の検討が必要となっています。また、市民文化ホールや立神音楽室については、文化財としての価値も高いことから、建造物の保存に配慮したうえで、利用者の利便性の向上を図る必要があります。
- ・ 島瀬美術センターでは、施設を利用する人の固定化が見られます。そのため、利用者を増やす取組が重要となります。

### (2) 歴史文化の保存・活用・継承について

有形・無形の文化財をはじめ、民俗文化財や記念物、ひいては、埋蔵文化財、近代化遺産等、近年、文化財として取り扱われる範囲が広がっています。

そのような中、文化財行政に対応できる職員体制の強化を図り、重要な地域資源である洞穴遺跡、近代化遺産等の総合的な調査及び継続的な整備を行うとともに、文化財を市民に知っていただくことに努めています。

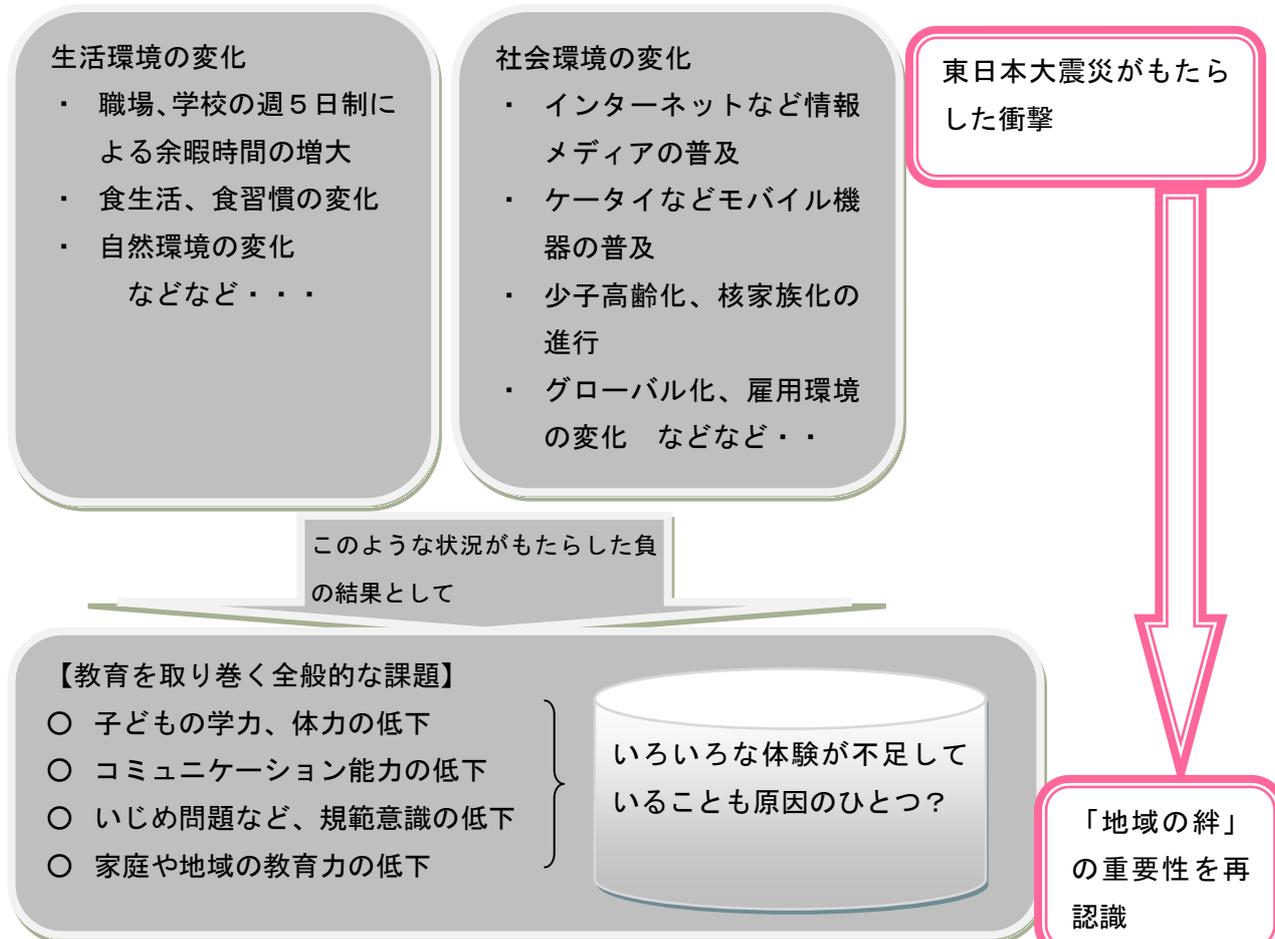
#### 【課題】

- ・ 保護対象となる文化財が著しく増加しており、その適正な保存と継承が課題となります。
- ・ 文化財の役割は、地域の歴史文化をひも解く資料ということだけではなく、児童生徒の情操教育のテーマ、さらには地域活性化のための観光資源としての役割も担うものと考えられ、その活用方法について検討が必要です。
- ・ 佐世保市を中心とした長崎県北地域は、日本史上でも重要な洞穴遺跡が多数発掘され、適

正な保護を必要とするだけでなく、文化的な価値が高いため、今後、当該遺跡を後世に伝える施設の整備が課題となっています。

## 本市の教育を取り巻く全般的な課題

本市教育委員会としては、教育全体を取り巻く現状について、以下のように考えています。



前期計画でのまとめと同じく、教育を取り巻く全般的な課題が生じる原因は、その背景にある社会全体の問題から発生しているものではないかと考えます。そのため、ある一つだけの施策を行うことが特効薬になるというものではありません。

その解決の糸口を見つけ出すため、下記のことに積極的に対応していくことが最大の課題だと考えています。

- ・ スポーツと徳育、生涯学習と徳育など、学校・家庭・地域とのつながりをもった市民総がかりの徳育推進運動の展開
- ・ 子どもの「読書活動」を推進し、表現力、想像力を高め、そこで養われた想像力によって、例えば人の痛みなどが分かるなど様々な場面において円滑にコミュニケーションができる子どもを育てること
- ・ 学校規模適正化の早期検討
- ・ 「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を基盤とした生涯学習による「地域の絆」の再生
- ・ 学校教育、生涯学習における「情報モラル教育」の推進

## 第2章 佐世保市の教育施策

### 1. まちづくりの基本理念及び目標

第6次佐世保市総合計画後期基本計画においては、次に示す「まちづくりの7つの基本目標」のもとに32の政策を掲げ、これに加えて「都市経営の取組み」を5つの政策で推進することとしています。

- (1)雇用を生み出す力強い産業のまち
- (2)あふれる魅力を創出し体感できるまち
- (3)健康で安心して暮らせる福祉のまち
- (4)心豊かな人を育むまち
- (5)人と自然が共生するまち
- (6)安全な生活を守るまち
- (7)快適な生活と交流を支えるまち

この中で、本市教育委員会は、「(2)あふれる魅力を創出し体感できるまち」及び「(4)心豊かな人を育むまち」を構成する6つの政策に関連する施策を行うこととなっています。

施策の遂行にあたり、本市教育委員会では「佐世保市教育方針」でその理念を明らかにし、その理念の具体化のために「努力目標」を策定しています。

### 2. 佐世保市教育方針及び努力目標

本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」及び「努力目標」を定め、平成15年度には、「21世紀を担うひとを創る」ことを理念として改訂を行い、佐世保市・長崎県・日本国に貢献できる「佐世保っ子」の育成と、生涯を通じて学び続ける学びの社会の実現に向けた教育環境づくりに努めてきました。

本基本計画（第2期）を策定するにあたり、本市教育委員会として「佐世保市教育方針」及び「努力目標」を改訂すべきかどうかを検討しました。例えば、佐世保市教育方針の「郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する」という部分は、教育基本法第2条第5号の「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」に合致するものと解釈できることなどから、「佐世保市教育方針」及び「努力目標」については、継続することとしました。

## 佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

### 3. 佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針が示す理念については、次のような捉え方ができます。

#### “新しい時代を生き抜くためのたくましさをはぐくむ”

現代は瞬時にして情報が世界を駆け巡る情報化社会であり、私たちは科学の進展がもたらした便利な生活を享受していますが、一方で、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民俗や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題と直面しており、これまでにない新しい時代を迎えています。このような時代を生き抜くためのたくましさ、つまり、国際市民としての生き方の中で、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く理想の実現に向けて努力していくことができるような「たくましい心身」を育む教育が求められています。

#### “豊かな心をはぐくむ”

佐世保市では、平成16年の小学校女子児童殺害事件という痛ましい事件での教訓が、「人の教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。

このことは、特に、6月1日を「いのちを見つめる日」、6月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、小・中学校と保護者、地域が一体となった「心の教育」が進められていることから明らかです。

また、6月29日の佐世保空襲の日や8月6日・9日の原爆の日、12月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。

一方、全国的な問題となっているいじめや不登校については、佐世保市においてもその解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題となっています。

こういった視点と取組により、「豊かな心」を育む教育につなげています。

**“郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する”**

美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成します。

これは、教育基本法が掲げる目標にも通じるものです。

これらを受け、“**そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。**”と結んでいます。

佐世保市教育方針が目指している人づくりの土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

胎児の時から始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが教育の目指すところです。

教育は、理想の市民を育むための基礎づくりの場であり、そのためにも生涯学習の充実が、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけでなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての市民が佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に、教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。

## 4. 佐世保市教育方針が求める具体的対応

### 努力目標

- 1 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 1 望ましい教育環境の整備・充実
- 1 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 1 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 1 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 1 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 1 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

この「努力目標」7項目は、我が国の教育を取り巻く次に示すような環境変化、ひいては本市教育を取り巻く環境変化への対応につながるものであり、第6次佐世保市総合計画後期基本計画の中で教育委員会が関わる2つの基本目標及び6つの政策とも関連し、教育方針を具現化する目標となっています。

#### 【我が国の教育を取り巻く環境変化】

- 少子高齢化による社会活力の低下（生産年齢人口の減少）
- 厳しさを増す経済環境と世界全体の知識水準の上昇（我が国の存在感の低下）
- 雇用環境の変容（若年者の失業率上昇、非正規雇用の増加）
- 社会のつながりの希薄化（孤立化、規範意識の低下）
- 格差の再生産・固定化（地域間格差、経済的格差の進行）
- 豊かさの変容（物質的な豊かさの追求という視点そのものへの疑問）
- いじめ問題や不登校問題の対応への関心の高まり
- 耐震化の推進、通学路の安全確保など安全安心な教育環境への関心の高まり

本市では、これらの教育を取り巻く環境変化を意識するとともに、学校教育及び社会教育のそれぞれの分野において、関係する審議会など市民を代表する方々からもご意見をいただきながら、次に示す計画などを策定し、現状や課題を確認しつつ方向性を整理し、取組を進めているところです。

- 佐世保市立学校給食実施方針（平成21年6月策定）
- 読書大好き佐世保っ子プラン21（平成22年3月策定）
- 佐世保市立学校施設耐震化推進計画（平成22年5月策定）
- 通学区域審議会答申（平成24年1月・・・平成22年12月諮問）
- 徳育推進のための行動計画（平成24年2月策定）
- 生涯学習のまちづくり推進計画（平成24年8月策定）

それぞれの計画等の要点は次の通りです。

●佐世保市立学校給食実施方針

「子どもの食生活の乱れ」「食育の重要性」「食育推進の有効な手段としての学校給食の充実」を背景や目的としたうえで、全ての市立小・中学校で完全給食を実施することとしています。

●読書大好き佐世保っ子プラン21

子どもが読書を通して幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる“佐世保っ子”に成長することを願って、子ども自ら本に親しむ機会の創出と読書環境の整備充実のための方針及び具体的な施策を明らかにしています。

●佐世保市立学校施設耐震化推進計画

学校は児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地震をはじめとする災害発生時においては、地域住民の緊急避難施設としての役割もあることから、その安全性の確保は不可欠であり、緊急かつ優先的に取り組まなければならない課題と位置づけています。

●通学区域審議会答申

本市の教育を展望するとともに、現行通学区域の諸課題を踏まえ、学校の分離・新設及び統廃合の考え方も含めた通学区域の全面的な見直しを行い、その基本的な方策を示すものです。

●徳育推進のための行動計画

“徳のあるひとづくり”を「家庭、学校、地域、職場などをとおして、佐世保市全体で進める」「幼児から高齢者までみんなで取り組む」「官民一体となった市民運動として展開させる」ことを基本方針としています。

●生涯学習のまちづくり推進計画

生涯学習を推進することにより、「市民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送るとともに、個人の活動である生涯学習を発展的に結びつけ、人と人との繋がりを基にした地域づくりの礎となる」ことを期待し、「学習機会の充実」「拠点施設による生涯学習の推進」「学習成果を活かす仕組みづくり」を重点項目に掲げています。

これらの計画等を柱に据えながら、具体的な個別の取組については、全て体系的な整理をしたうえで、それぞれの「施策」「事務事業」の中で展開していくこととしています。

### 第3章 佐世保市が取り組む主要施策

基本目標 (総合計画)	政策名 (総合計画)	施策名 (総合計画)	ページ
心豊かな人を育むまち	学校教育の充実	幼児教育の充実	29
		確かな学力の向上 (義務教育)	33
		豊かな心を育む教育の充実 (義務教育)	39
		安全・安心な教育環境の確保	43
		高等・専門教育の充実	51
	青少年を心豊かに育むまちづくり	青少年を育む教育コミュニティづくりの推進	53
		青少年の健全育成	57
	生涯学習のまちづくり	学習機会の充実	61
		拠点施設による生涯学習の推進	65
		徳育の推進	71
	スポーツに親しめる環境づくり	スポーツ機会の充実	73
		学校体育の推進	77
		競技スポーツの振興	81
		スポーツ施設の充実	85
	人権が尊重され男女共同参画が実現する社会づくり	人権に関する啓発・教育の推進	87
		学校における人権教育の推進	91
	あふれる魅力を創出し体感できるまち	文化芸術に親しめる環境づくり	市民文化の振興
歴史文化の保存・活用・継承			99

## ☆幼児教育の充実を図るために

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画で課題となっておりました、幼児教育関係者の資質向上につきましては、研修会等を積極的に開催し、その向上に努めました。また、小学校区別の保幼小連携年間交流計画の策定や接続カリキュラムの中間素案を作成するなど、保幼小連携の推進を図ることができました。

なお、保護者の経済的負担については、市単独分について継続するとともに幼稚園就園奨励費の国庫補助分の基準が引き上げられたことにより、軽減を図ることができ幼児教育の機会均等に寄与しました。

### 2. 今後の方向性

就学前児童に対し、社会の変化に対応した質の高い幼児教育を推進していきます。また、保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行を図るための連携を進め、小学校入学時の様々な課題（小1プロブレム（※19））の解決にもつながるように、小学校への「生活」と「学び」の滑らかな接続を図っていきます。そのための方策として保幼小連携推進会議を中心として、接続カリキュラムの策定・実施などを推進していきます。また、教育委員会としては、特別支援教育を含む幼児教育の推進を図るため、子ども発達センターなど子ども未来部と連携して施策を推進します。

厳しい経済状況の中にあって、保護者の経済的負担軽減が一層求められていることから、今後も就園のための負担軽減に努めます。

なお、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」に基づき、認定こども園制度の改善や認定こども園、幼稚園・保育所を通じた共通の給付の創設等を行い、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目指していくこととなりました。これを受け、本市に適した制度の研究・検討を行います。

### 3. 主な取り組み

#### （1）就学前教育における環境の充実

##### ① 公立幼稚園管理運営事業

公立幼稚園7園の管理運営（全般）を行っており、保育内容の充実、幼児教育における研究実践の推進、子育て相談等の子育て支援、特別支援教育の推進などに取り組んでおり、環境の変化に対応した幼児教育に取り組んでいます。

（課題）

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、地域における創意工夫をいかしつつ、小学校就学前の児童に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

そのためにも、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に努めなければならないと考えます。

（対応）

公立幼稚園として、毎年各幼稚園で実施している自己評価並びに学校関係者評価等

を参考としながら、引き続き、保育内容の充実や幼児教育における研究実践の推進、子育て相談等の子育て支援、特別支援教育の推進など、環境の変化に対応した幼児教育を進めます。

また、「子ども・子育て関連3法」の成立により幼児教育・保育は、大きな変革の時期を迎えていますので、公立幼稚園のあり方については今後早急に検討し、その役割を明らかにしていきます。

## ② 私立幼稚園助成事業

私立幼稚園協会が実施する研修会や、私立幼稚園協会が推薦する幼稚園教諭を対象とした各種研修会への出席等の費用の一部を補助することで、そこに携わる幼児教育関係者の資質向上を行います。

(課題)

幼稚園教育の充実のためには、園児と直接関わりあう教諭の資質向上が不可欠であり、幼稚園教育の成果を大きく左右します。市内の園児数の約9割が私立幼稚園に就園していることを考慮した場合、そこに勤務する教職員の研修機会を確保することが大変重要となります。

また、幼稚園教育に求められる内容も多様化しており、研修内容や教育環境の充実を図る必要があります。

(対応)

定期的な研修を行うことにより、幼稚園教諭の資質向上に努めます。また、今後もアンケート調査の実施を継続し、研修内容の充実を図ります。

## ③ 幼稚園就園奨励費助成事業

保護者の保育料及び入園料の一部補助を行っています。これにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園に就園しやすい環境を整え、就学前教育・保育の充実を図っています。

(課題)

厳しい経済状況の中、早期の幼児教育の必要性は高まっていることから、私立幼稚園に通園させる保護者の家計への負担はますます増大しています。また、公私立幼稚園間の保護者負担の格差が大きいため、その是正を図る必要があります。しかしながら、そのための財政負担は多大なものとなる可能性があります。

(対応)

公私立間の格差を軽減することを目標とし、引き続き幼稚園就園奨励費助成事業を行ってまいります。

なお、今後施行される「子ども・子育て支援法」において新たな助成方法について講じられていますので、今後その詳細について研究・検討してまいります。

## ④ 幼児ことばの教室運営事業

乳幼児期は、発達に個人差があり、様々な障がいがあることに気がつかないことが多いといわれています。

発達障がいを含む様々な障がいのある幼児に対するきめ細やかな対応を推進するため、関係機関と連携しながら早期発見に努めているところですが、特に言語面に関しては、言語面での支援が必要な幼児が就学前にことばの問題を改善し、保護者の言語面での不安を軽減することを目的として幼児ことばの教室を運営しています。

(課題)

構音 (※20) は、小学校中学年まででほぼ完成するといわれており、できるだけ早期の療育が必要となります。

また、市内のどこからでも相談や教育が受けられる状況の実現と小学校における難聴・言語障害通級教室との連携による継続した指導の充実が求められています。

(対応)

今後も継続して幼児ことばの教室を運営し、ことばの問題を改善していきます。また、通級 (※21) 教室以外にも、教育相談や保護者会を開催する等、周知やニーズへの対応を充実することに努めます。

## (2) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な就学前教育の推進

### ① 幼児教育センター管理運営事業

幼児教育・保育関係者が幼児教育に対する理解や専門性を高めるとともに、保護者等が、安心して子育てができるよう保育内容を充実するための各種研修（教職員研修、子育て支援講座）の開催、幼児教育・子育て等に関する様々な情報提供を行っています。

(課題)

保育所保育指針・幼稚園教育要領や小学校学習指導要領が改訂され、保育所や幼稚園と小学校との連携の取組として入学に際して「生活」と「学び」の滑らかな接続を考える必要があります。

また、近年の社会環境の変化に伴い、子育てをしている親が地域の中で孤立したり、多様な情報に振り回されるなど、様々な要因により育児不安を抱える事が多くなっています。そのような育児不安を解消するため、正しい知識の提供など周知の広報をする必要があります。

(対応)

平成22年度に保幼小連携の全市的なシステム化を目指し、保幼小連携協議会を立ち上げ、保幼小連携推進委員会、保幼小連携施設長会、保幼小連携担当者会を開催するなど、関係機関の連携に努めています。また、平成23年度は、小学校区別の保幼小連携年間交流計画や接続カリキュラム中間素案冊子の作成など保幼小連携の充実に努めてまいりました。今後も、引き続き、関係者、関係機関との連携を強化していきます。

また、正しい知識の提供や社会全体で子育てを支えていくという意識を醸成するための講演会等の開催を行うとともに、広報誌やメールマガジンへの掲載、子育て情報誌の発行、ホームページの更新、フェイスブックの発信、センターだよりの発行等を通して積極的な広報を行います。

○ 主な達成目標

<b>成果指標</b> <b>※指標設定の考え方</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>
<b>幼稚園の就園率</b> ※幼児教育の充実の成果として、幼稚園の就園率で測ります。	95.8% (平成 22 年度)	100% (平成 29 年度)
<b>幼児教育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度</b> ※幼稚園教諭・保育所保育士の幼児教育に対する満足度を、研修会等でのアンケートで測ります。	97% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)

## ☆確かな学力の向上（義務教育）

### 1. 前期計画の振り返り

児童生徒の「生きる力」をより一層育むことを目指し、新しく学習指導要領が改訂され、平成23年4月からは小学校、平成24年4月からは中学校において、全面実施となりました。その趣旨の中でも、特に言語活動の充実を通してコミュニケーション能力の育成を図り、日々の授業改善を行うよう教職員の資質向上に努めてきたところです。

併せて、学校司書（※22）の効果的な配置、学校図書管理システムの整備など、子どもたちの読書活動の推進を行い、学習の基礎を培いながら、確かな学力の向上を図ってきました。

また、佐世保市「第3次情報教育整備計画」に基づいたコンピュータ整備、教育用ソフトウェアの整備及び学校教育ネットワーク環境の一元管理による効率的かつ安全な運用の担保など、ハード面での一定の整備が完了しました。

### 2. 今後の方向性

各学校においては、基礎的・基本的な「知識・技能」とともに、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力」を含めた幅広い学力を育てる授業が、何よりも重要と言えます。

そこで、前期計画に引き続き、一人一人の教職員が、自らの資質を高め、魅力あふれる授業を展開することができるよう、次の手立てにより「学校力」「教師力」の向上を図っていきます。

- ・ 学校2学期制の継続により、授業や学校行事等の充実に努めながら、児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。また、佐世保市にふさわしい国際感覚豊かな児童生徒の育成を図るため、国際理解教育を推進します。
- ・ 各学校の創意工夫をいかした経営ビジョン（※23）に基づき、地域の特性をいかした特色ある学校づくりを推進します。また、「読書大好き佐世保っ子プラン21」で示している児童生徒の読書習慣の確立のための「朝の全校一斉読書活動の継続」や「学校司書の充実」などの活動を通じて、幅広い知識を身につけ、感性豊かな児童生徒の育成を図ります。
- ・ 佐世保市教育センターにおいては、教職員の実践的指導力、職務遂行能力の向上を図るため、教育に関する専門的な研究調査を行うとともに、教職員の資質を高める研修会を実施します。
- ・ 個々の障がいの特性や発達段階に応じた教育の充実を目的として、特別支援教育を推進します。なお、それらの教育を推進することにより、ノーマライゼーション社会（※24）の実現に寄与します。
- ・ 児童生徒が、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用したり、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造したりする能力の育成を図ります。また、情報や情報手段の特性を理解する能力や情報モラル教育を含む情報教育の推進についてさらに研究を進めます。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 特色ある学校づくりの推進

##### ① 特色ある学校づくり対策事業

児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」を培うことを目的として、校長のリーダーシップのもと、保護者や地域と連携した活力のある教育活動を展開できるよう支援をしています。

そのため、各学校における特色ある教育活動の把握及び指導・支援等を行い、実践を冊子やホームページに掲載するなどして公表しています。

また、宇久地区においては、小中高一貫教育の特徴ある実践的な取組を行っています。

(課題)

学習指導要領では児童生徒に確かな学力と豊かな心を育むことが求められており、マネジメントサイクルをいかした校長の経営手腕がより一層求められています。

(対応)

学校ホームページや市ホームページ等を活用した学校情報の広報活動の充実を一層進めます。また、校長から提出される「特色ある学校づくり」の企画に対して教育委員会が精査を行い、経営力がより向上するような仕組みを構築します。

##### ② 国際理解交流能力育成事業

中学校英語の「聞く・話す・読む・書く」という4領域において、英語を理解し英語で表現できる実践的な運用能力を身につけさせるため、各中学校へALT(※25)を派遣しています。また、小学校に対しても、外国語活動の充実を図るため、国際理解指導員を派遣しています。

これらの活動を通じ、国際社会の中で日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく資質や能力を身につけた児童生徒の育成に努めています。

(課題)

外国語・英語の授業を楽しく、質の高いものとするため、実践的英語運用能力及び国際性の向上を目指した人材の効果的な派遣が求められています。

(対応)

ALT及び国際理解指導員の派遣計画の見直しを行い、各小・中学校の指導状況に応じたものへと改善します。

##### ③ 体験学習・環境教育充実事業

小学校3年生では、ふるさと佐世保のすばらしい自然を生かした体験学習を、小学校4年生では、ふるさと佐世保の特色を生かした伝統産業や環境学習を、中学校1年生では、ふるさと佐世保の歴史遺産を専門員の指導のもとに学習しています。

また、市獣医師会のご協力のもと、適切に小動物を飼育できるようにすることで、児童生徒の豊かな心を培うことに努めています。

(課題)

近年の生活様式の変化により、児童生徒が自然に触れあう機会が減少しています。また、学習指導要領では、我が国と郷土を愛する日本人の基盤として道徳性を養う必要性

が叫ばれています。

こうしたことから、これまで以上に地域社会との連携を図りながら、美しい自然に恵まれた郷土佐世保に根差した豊かな自然体験活動等を推進する必要があります。

(対応)

自然や歴史に関わる各体験学習については、より一層の効果を図ることができるよう、目的の明確化を行うとともに、興味を喚起するテーマの設定をしたり、地域の施設を活用したりして、児童生徒が意欲的に取り組むよう各学校に働きかけます。

さらに、小学校においては、佐世保市少年科学館をはじめとする各種機関との連携も視野にいれ、また、中学校においては、各校の学習内容に即した独創的な取組が実現できるよう、活動内容の改善と充実を図ります。

## (2) 教職員の資質向上と適切な学習指導

### ① 基礎学力・学習意欲向上推進事業

「全国学力・学習状況調査」及び「知能検査」の実施及び分析により、児童生徒が自主的に意欲を持って学習に取り組む、基礎的・基本的な知識・技能を習得するための効果的な指導法の研究を推進しています。

また、1学級につき40人近い学級を持つ学校や、個々に応じた少人数指導に積極的に取り組む学校、研究指定を受けている学校などに対して、少人数指導支援非常勤講師を配置し、習熟度別の少人数学習等により、児童生徒の基礎基本の定着を図っています。さらに、公開研究会を開催し、学習内容の吟味、指導法等の改善について協議を深め、研究の成果を全市的に普及しています。

さらに、「読書大好き佐世保っ子プラン21」の目的のとおり、読書を通じて幅広い知識を身につけ、感性豊かな児童生徒の育成を図ります。

(課題)

全国的に学力低下が危惧されており、PISA型読解力や思考力が求められています。また、それを育むことができるよう教職員の指導力向上が求められています。

また、今後も、児童生徒の読書活動を支援する施設として、学校図書館の機能強化を図る必要があります。

(対応)

知能検査、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、各学校の教育指導改善策の把握を行い、教職員の指導力向上に努めます。また、学校図書館については、蔵書検索ができるシステムの導入を図るとともに、学校司書の配置を通して、児童生徒の読書活動を支援する施設としての機能をさらに充実発揮させることに努めます。

### ② 教職員資質向上事業

教職員の資質・指導力の向上を目的として、小・中学校において研究指定校による研究を行っています。研究テーマとしては、授業改善、言語活動充実、コミュニケーション能力育成などが挙げられます。また、教職員の自主的な研究活動の支援や各種研修会の開催、学校訪問による指導なども行っています。

(課題)

近年の教育改革、国際理解教育、情報モラル、環境教育、食育等に代表される新たな教育課題に適切に対応する必要があります。また、各学校における校内研修の充実とその効果の表出を図ることも必要です。

(対応)

今後も、研究指定校での研究結果を、各学校に広めることで、教職員の資質向上を図ります。また、各学校における校内研修の充実のために、校長研修会、副校長・教頭研修会、小・中学校教育研究会等による、学校の枠を超えた研修機会の確保を行います。

### ③ 教育センター事業

教育に関する専門的な研究調査及び教職員研修を実施することにより、教職員の教育課題に対する資質と実践的指導力や職務遂行能力の向上を図っています。また、それらの研修によって得た高い資質と専門性、指導力を有した教職員が教育活動を展開することにより、学校教育の更なる充実を図っています。

なお、学校教育ネットワーク（※26）環境を教育センターで一元管理することで、効率的かつ安全な運用を担保しています。

(課題)

生活環境の多様化、保護者からのニーズの変化等により、教育課題は多様化しています。それらの諸課題を解決し、実践するための職務に応じた研修や授業力向上及び専門性を高めるための研修をさらに充実させていく必要があります。

なお、学校の情報を保護者や地域により多く発信する環境を整えるため、ホームページの更新方法等に関する教職員の資質向上を図る必要があります。

(対応)

諸課題を解決し実践するための職務に応じた研修や授業力向上及び専門性を高めるための研修を実施しており、それにより受講者の満足度は向上しています。今後も研修の充実を図っていきます。

なお、より開かれた学校づくりを行うための学校ホームページの更新方法の研修の充実に努めます。

### ④ 障がい児教育推進事業

就学相談体制や就学指導委員会の設置・運営により、適正な就学を図っています。また、通級による指導教室（まどか教室、きこえとことばの教室、ゆたか教室）の運営及び特別支援教育補助指導員の派遣により、それぞれの児童生徒の障がいの改善・克服を進め、社会に参加し、周りと関わりながら生活することができるように努めています。

(課題)

通常学級にも発達障がいがある児童生徒が少なからず（6.3%）存在するため、それらの児童生徒一人一人に対して、教育的支援をどのように充実していくかが課題となります。

また、配置必要校数と補助指導員数に差があるため、現在は、一人の補助指導員が2校に派遣される形態をとっています。今後、補助指導員の配置数を増にしたい考えはありますが、経験・資格を併せ持った人材の登用が課題となっています。

(対応)

長崎県特別支援教育推進基本計画（※27）に定められた内容を参酌しながら、事業内容の改善・外部の人材の登用に努めます。障がい児（者）の自立や社会参加に資する支援や福祉の増進、行政のあり方（責務）、ノーマライゼーションの理念のもと、共育（※28）共生や個のニーズに応じた教育を行うよう努めます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
<b>学校の指導方針、特色ある教育活動に満足していると感じている児童生徒・保護者・地域の割合</b> ※学校の指導方針、特色ある教育活動に満足していると感じる児童生徒・保護者地域の割合を学校評価で測ります。	81.8% (平成 22 年度)	85% (平成 29 年度)
<b>先生は子どもをよく理解し、授業が分かりやすいと感じている児童生徒・保護者・地域の割合</b> ※先生は子どもをよく理解し、授業が分かりやすいと感じている児童生徒・保護者・地域の割合を学校評価で測ります。	81.1% (平成 22 年度)	85% (平成 29 年度)



## ☆豊かな心を育む教育の充実（義務教育）

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画では、「学校、保護者、地域が連携して豊かな心を育むために」「道徳教育等を推進するために」「学校内での問題行動に対応するために」「学校外での問題行動に対応するために」という項目立てを行い計画の進捗を図ってきました。

しかしながら、近年の問題行動の原因の多様化、社会環境の大幅な変化に対応するためには、総合的に子どもたちの生徒指導の充実を図る必要性が生じています。そのため今回の計画では、「心の教育の推進」「生徒指導の充実」の2項目に組み換え、今後の進むべき方向性を明らかにしました。

### 2. 今後の方向性

本市教育委員会では「確かな学力と豊かな心を育成する特色ある学校づくりの推進」を努力目標の一つとしています。その実現のため、「子どもたちが楽しく学校に通学している」と感じる割合を増やすために、各学校において、わかる授業づくり、親和的集団づくり及び様々な体験活動等に取り組んでいます。しかしながら、本市の不登校児童生徒の出現率は、ここ数年横ばい状態ですが、全国平均並みの高い割合となっています。

不登校等の問題行動の原因は、学校教育の問題だけではなく、社会の環境の変化の問題でもあります。そのため、学校だけでなく地域住民も参加ができる「いのちを見つめる講演会」の開催などにより、学校、児童生徒、保護者、地域による豊かな心を育む教育の充実を目指します。特に、学校では、学校を楽しく感じる児童生徒を増やすことで問題行動の減少に努めます。

なお、学校適応指導教室（※29）での相談や学習支援等を通じ、児童生徒の不安や悩みの解消を図りながら、いじめの防止や不登校児童生徒の学校復帰を促進します。

また、教職員に対しては、いじめ・不登校に関する研修会や「ネット上でのいじめ」に対応するための情報モラル教育に関する研修会を実施します。

さらに、いじめや不登校といった問題行動を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制（スクールカウンセラー（※30）の全中学校配置やスクールソーシャルワーカー（※31）の複数配置による教育相談体制の整備・支援）を推進するとともに、市長部局が所管する「子ども子育て応援センター」や長崎県が所管する「佐世保こども・女性・障害者支援センター」などの関連機関との情報連携及び行動連携を行います。

### 3. 主な取り組み

#### （1）心の教育の推進

##### ① 豊かな心をはぐくむ実践事業

児童生徒に対し、教職員・保護者・地域との関わりを深め、人と積極的に関わる喜びを味わってもらうため、「いのちを見つめる強調月間」を設定し、一般市民を対象とした「いのちを見つめる講演会」を開催しています。期間中は各学校での道徳授業を公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進に努めています。

(課題)

平成16年6月に市内の小学校において、痛ましい事件が発生しました。本市教育委員会では、この事件を風化させることなく、生命の重みを感じ取り、豊かな心を持った児童生徒の育成を継続して行っていくことが大切だと考えます。現在まで様々な活動の充実を図ってきているところですが、今後、これらの活動を通していかに継続浸透させていくか、その中で児童生徒の心が豊かに育まれている姿をどのように捉えていくかが課題となります。

また、学校を拠点とした、家庭・地域との連携が必要ですが、その連携のあり方等が課題となります。

(対応)

現状の活動を継続し、さらなる浸透を図り、児童生徒の心が豊かに育まれている姿を捉えていきます。

また、学校・家庭・地域が一体となった活動を定着させ、特色ある教育活動を実施します。

## (2) 生徒指導の充実

### ① 生徒指導充実事業

児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員(※32)の配置、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士(※33)などの専門家の派遣など、人的支援を行っています。

また、本市が独自で開発した児童生徒理解支援システム(※34)を活用することにより、教職員間で児童生徒の共通理解を図るとともに、生徒指導の充実に努めます。

(課題)

児童生徒一人一人の成長過程に応じた対応が求められています。問題行動の背景には様々な原因がありますが、子どもを見守り育てる活動を行っている団体や警察等の関係機関との連携・協力のネットワークの強化、地域や青少年健全育成団体、家庭との協力が必要となります。

また、学校における情報モラル教育の実践については、教職員に対する研修の充実が必要となっています。

(対応)

スクールカウンセラー等人的配置の継続により、問題行動の早期発見、早期解決に努めます。また、問題解決にあたっては、関係団体や関係機関との連携・協力のネットワークを強化し連携を深めます。

また、児童生徒理解支援システムの活用により、児童生徒の個々人の状況を学校ができる限り把握し、適切な指導を行います。

なお、各学校における情報モラル教育の実践について、一層の充実を図ります。

### ② 教育相談活動事業

青少年教育センターを中心に、不登校やいじめ、問題行動などの様々な悩みを抱えている家庭(児童生徒や保護者)、教員、学校に対し、来所相談、訪問・電話相談、専

用電話（愛のテレフォン）、休日相談を行います。

（課題）

問題行動の増加に伴い、活動内容の広報強化、学校訪問による学校との連携強化が必要となります。また、近年の相談内容の複雑多様化に対応するため、相談対応者の資質向上が必要となります。

また、相談に対して適切・的確な対応を行うためには関係機関とのより緊密な連携が不可欠となります。

（対応）

専門的な機関の存在を、より広く家庭や学校に周知し、問題行動等への早期の対応を図ります。また、学校訪問等を積極的に行います。なお、関係機関との連携については、従来の情報連携だけでなく、行動連携へと移行することに努めます。

### ③ 学校適応指導対策事業

青少年教育センターでは、不登校となった児童生徒の学習の空白期間への対応や学校復帰を図るため、学校適応指導教室（あすなろ教室）を運営しています。平成 23 年度では、入級者が 59 名に対し、学校復帰者が 32 名となり、復帰率は 54.2% となりました。

（課題）

全国的な傾向としては、少子化による児童生徒数の減少にも関わらず、依然として全国で 11 万人を超える小中学生が不登校となっています。本市の傾向も同様です。

不登校の原因として、発達障がいや家庭の状況に起因する事例も多くみられ、状況が深刻化しています。また、学校での対応が困難なケースも生じています。

（対応）

様々な体験活動を通して、あすなろ教室の通級生の学校復帰を支援します。

また、在籍学校との連携を密にし、不登校児童生徒のコミュニケーション力を高めながら、精神的な自立を促し、併せて、学習指導・生活指導・進路指導を行うことにより、学校復帰を目指します。

## ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
子どもたちが楽しく学校に通学していると感じている児童生徒、保護者、地域住民の割合（学校評価） ※子どもたちが楽しく学校に通学していると感じている児童生徒、保護者、地域住民の割合で測ります。	85.4% （平成 22 年度）	88% （平成 29 年度）
いじめの解消率 ※いじめとして認知された案件が、当該年度中に解消された割合で測ります。	93.9% （平成 23 年度）	100% （平成 29 年度）



## ☆安全・安心な教育環境の確保

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画で課題となっておりました、社会の変化、地域の実情等に応じ、学校の新設や統廃合による規模の適正化という点につきましては、平成23年度に中学校の統合を1件実現いたしました。なお、平成22年に佐世保市通学区域審議会に対し、今後の佐世保市の小学校・中学校の通学区域の全市的な見直しに関する諮問を行い、平成24年1月に答申をいただきました。今後、答申を踏まえて、行政としての考え方を整理し、近隣住民のご意見をお聞きしながら適正な学校規模の実現に努めたいと考えています。

学校における食育推進の柱である学校給食については、平成21年6月に「佐世保市立学校給食実施方針」を策定し、現在、その方針の実現に努めているところです。

さらに、学校の耐震化につきましては平成22年5月に「佐世保市立学校施設耐震化推進計画」を策定し、全ての学校における耐震化を平成27年度までに完了することとして、計画的に耐震化工事を進めているところです。

### 2. 今後の方向性

東日本大震災の発生は、我が国社会全体に大変大きな衝撃を与えました。震災で得た教訓を本市においても課題とし、課題を解決する方策を検討していく必要があります。特に、学校施設は災害が発生した場合の避難所ともなるため、耐震化推進計画の着実な実施を行うとともに、非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震化も推進いたします。ただし、学校施設については、昭和40年代から50年代の児童生徒の急増時期に建設したものが多数存在し、その老朽化が進行しており、抜本的な対策が求められているため、計画的な施設整備を行うことを検討していきます。

なお、学校給食については、学校給食実施方針に基づき、着実に実施いたします。特に平成25年9月から、佐世保市立中学校における完全学校給食を実現します。

さらに、児童生徒及び教職員等の健康の保持増進を図るため、健康診断等による学校での保健管理を行うとともに、関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域が連携した組織的な安全教育活動を展開します。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 義務教育における教育環境の整備充実

##### ① 教育行政一般管理事業

教育委員会会議の開催、教育委員会事務局全般の管理運営等、基礎的な根幹となる事業です。教育委員、教育委員会の職員の資質向上を目的として各種研修を行っています。さらには、通学区域審議会を開催し、学校規模の適正化についての検討を行っています。

(課題)

教育委員会の本来の機能がより発揮できるよう、常に点検・評価を行い、活発な教育委員会会議が継続できる取組が必要となります。

また、教育を取り巻く環境の変化に対応し、いかにして学校現場によりよい環境を

提供できるかが課題となっています。

(対応)

現在、「教育委員会の自己点検及び評価」を毎年度実施し、議会への報告、市民への公表を行っています。これにより、佐世保市教育振興基本計画（第2期）の進捗管理を行うことから、今後も引き続き継続して行っています。

学校規模の適正化については、前述したとおり平成24年1月に通学区域審議会から答申をいただいたところですが、今後は答申を踏まえた各学校・地域ごとの具体的な検討を進め、児童生徒の教育環境がより充実したものとなるよう推進します。

## ② 小・中学校管理運営事業

市内の小・中学校を管理運営するため、消耗品や備品（机・椅子・学校図書など）の購入などを行っています。また、光熱水費や修繕料など、運営の基礎となる経費を支出しています。

さらに、前期計画では小・中学校情報教育整備事業に位置づけられていた学校におけるパソコンのリース料等の支出を行うことで、情報教育推進の環境維持に努めています。

(課題)

平成22年3月に策定した「読書大好き佐世保っ子プラン21」の中で、市内全校において学習に有効な選書や標準蔵書数の達成を目指すとしています。現在の学校図書の充足率については、平成23年度で小学校90.6%、中学校102.2%、合計95.3%であり、さらなる充実が必要となります。

(対応)

児童生徒数は減少傾向であるため、全体的な経費は減少すると見込まれますが、児童生徒一人あたりに換算した経費は現状を維持し、教育の質の確保に努めます。

## ③ 小・中学校施設整備事業

教育内容・教育方法等の多様化や環境変化に対応した施設の整備や、質的向上を目指しています。また、学校と地域の連携、防犯対策、バリアフリー化、環境との共生、さらには防災面・健康面への配慮など、多くの社会的要請を踏まえた学校施設の質的な整備を行うことにより、安全・安心な教育環境の確保に努めています。

(課題)

本市は小・中学校あわせて76校（分校を含む）を設置していますが、その多くの施設で老朽化が進行しています。その対応として、今後多大な財政需要が生じる恐れがあります。

また、学校施設（建物面積）は、佐世保市の公共施設の約33%を占めています。そのようなことから、防災時の避難場所としての機能強化、また、地域住民との連携が可能となる施設づくりが必要となります。

さらに、今後、非構造部材の耐震化についても推進する必要があります。

(対応)

平成27年度末までに耐震化率100%を実現できるよう、事業の進捗を図るとともに、非構造部材の耐震化についても、その対策の検討を行います。

施設の老朽化対策については、児童生徒数の減少に伴う学校規模適正化の検討状況と歩調を合わせ、教育委員会だけではなく、全市的な視点で優先度を考慮した整備を行うことができるよう計画策定に努めます。

#### ④ 小・中学校施設維持改修事業

本市の学校施設の多くが昭和40年代から50年代の児童生徒の急増時期に建設されているため、老朽化の進行が著しい状況です。そのため、施設の改修要望は増加傾向にあります。要望の全てに対して現地調査、聞き取り、改修などの対応を行い、安全・安心で適正な教育環境の確保、維持に努めています。

(課題)

現時点では、要望に対する一定の対応はできていますが、老朽化の進行に伴い、今後、改修が必要な箇所が大幅に増加する可能性があります。

(対応)

事業内容の精査を年度ごとに行い、コスト効果を検証しながら計画的、効率的な予算執行に努めます。

#### ⑤ 中学校統合事業

生徒数の減少から小規模校となった「旭中学校」と「花園中学校」を統合し、適正規模の「祇園中学校」を設置したものです。統合後の学校規模に対応した施設とするための校舎改築等を行い、教育環境の整備を図ります。

(課題)

学校関係者、地域住民の意向を反映した施設整備が必要となります。

(対応)

統合後の祇園中学校（旧旭中学校用地）において、学校活動が円滑に実施され、また、地域に開かれた施設となるよう教育環境整備に努めます。

#### ⑥ 小学校児童助成・中学校生徒助成事業

経済的な理由や通学距離が遠い等の諸事情により就学への負担が大きい家庭に対し、就学援助（※35）や遠距離通学費補助などの経済的助成を行います。これにより就学における経済的な不安を解消し、教育の機会均等を図ります。

(課題)

社会状況の変化に伴い、家庭における収入の変動が生じるなど、援助が必要な世帯が増えており、今後も上昇が予想されています。

なお、今後、学校規模の適正化のための統廃合が進展した場合、遠距離通学補助対象の児童生徒も増加する可能性があります。

(対応)

真に援助が必要な児童生徒に対し援助を行うことができるよう制度の周知を図りま

す。なお、制度としては、当面は現状を継続し、他自治体や各方面からのご意見を参考としながら見直しを検討します。

## (2) 学校給食の推進

### ① 学校給食事業

本市では、学校給食の基本的な方針として、以下の4点を定めています。

- ①小・中学校において、学校給食を食育の生きた教材として活用すること
- ②安全・安心で、食育の実践ができる給食調理施設の整備を進めること
- ③学校給食を継続して実施していくために、運営の効率化を図ること
- ④学校給食の充実と諸課題への対応を図ること

この方針に基づき、献立検討会、献立委員会、調理実習、衛生教育研修会、学校給食の試食会、食育の講話などを実施しています。また、本市の場合、副食材の調達については、一部の合併地域を除き、「(公財)佐世保市学校給食会」が取り扱っていますが、その財団に対し、資金の貸付や運営補助を行うことで、地産地消の実施や、低廉な価格での給食費の設定に寄与しています。

(課題)

学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきています。

また、食育の生きた教材として学校給食を活用するためにも、調理設備に関する整備の必要があります。

さらに地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。

(対応)

施設老朽化、また食育の生きた教材として活用することを可能とする施設の整備については、佐世保市立学校給食実施方針に則り、計画的な施設改修を研究します。

また、生産者・栄養教諭・学校給食会などの関係者での情報交換や話し合いの場を持ち、行政がコーディネーターの役割を果たしながら地産地消の推進を図ります。

### ② 学校給食施設整備事業

平成25年度から全ての佐世保市立中学校において、完全給食を実施することを目的として、約7,500食の調理が可能な学校給食センターを建設します。学校給食センターで調理した、栄養バランスに優れた安全・安心な給食を生徒に提供するとともに、学校給食を生きた教材とした食育を推進します。

(課題)

食中毒や配送中の事故などのリスクに対応するため、衛生管理などに関する学校給食センター専用のマニュアルが必要です。

また、学校給食センターの運営については、新たに多額の財源が必要となります。

(対応)

リスク管理については、まずは、事故を起こさないよう、施設設備面での充実を図っていますが、運用に関しても、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に基づい

た学校給食センター専用の衛生管理マニュアルを策定します。さらに、配送中の事故等も想定し、その影響が最小限にとどまるよう事故対応マニュアルを策定します。

また、運営については、安全を最優先しながら、調理・配膳・配送業務を民間委託し、効率化を図ります。

### ③ 学校給食費未納対策事業

学校給食法では学校給食実施に必要な経費のうち、食材購入費等については保護者が負担することと定められています。しかしながら、近年、滞納問題が全国で深刻化する中、本市においても規範意識の欠如等様々なケースへの対応が増加してきたため、従来の学校のみでの対応だけでなく、行政として法的措置を含めた対応を行っています。

(課題)

学校との連絡調整を密にして対応していますが、対応困難なケースについては児童手当から直接徴収する制度を活用せざるをえない状況です。今後、中学校給食の完全実施に伴い、未納が増えることが懸念されます。

また、学校給食会計を私会計で行うことは、透明性・公平性の観点から欠けるのではないかと意見も聞かれることから、公会計での実施を望む声が高まっています。

(対応)

児童手当から直接徴収できる制度を積極的に活用します。また、現在、2名の徴収員を配置していますが、その体制を継続します。

なお、他自治体の事例も参考としながら、給食費の公会計の導入を検討します。

## (3) 保健管理・安全教育の推進

### ① 学校保健管理事業

健康診断を学校医・学校歯科医などに委託し、園児・児童生徒及び教職員等の健康管理を行っています。また学校薬剤師などによる学校環境衛生検査を実施しています。

さらに養護教諭未配置の学校に対してヘルス・マネージャー（非常勤講師）を派遣しています。これらの活動を通して学校施設等の衛生的で、安全・安心な環境づくりに寄与しています。

(課題)

近年の傾向として、特別な配慮や医療機関との連携が必要とする子どもの増加が問題となっています。また、保健室利用者数の増加等により、各小・中学校における保健指導の専門職である養護教諭の果たす役割が今まで以上に大きくなっています。

なお、全児童生徒に対する定期的な健康診断を行っているところですが、欠席等で受診できない場合があります。また、健康診断実施後の個別指導などの保健指導を充実する必要があります。

また、養護教諭の未配置校には、市単独で養護教諭を派遣していますが、本来は県が配置すべきものと考えられますので、県に対する要望の継続が必要です。

さらに、多様化する児童生徒及び保護者等との対応及び仕事への多忙感から生じるストレス軽減のため、教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。

(対応)

健康診断日に欠席等で受診できなかった児童生徒に対しては、学校医等に相談しながら個別に対応し、できるだけ未受診者がないように努めます。

市単独での養護教諭未配置校への派遣については、県からの配置が達成されるまでの暫定措置として今後も継続いたします。

教職員のストレス軽減対策としては、全小・中学校へ導入した「校務支援システム」を活用した、ITによる事務の効率化、専門の相談体制の充実、メンタルヘルス研修等の実施を通して、メンタルヘルスの拡充を図ります。

## ② 子どもの安全対策事業

子供を事故から守る協議会の開催や、安全啓発の「ステッカー」などの作成・配付を通じて地域社会で子どもの安全確保ができる環境作りに努めています。

なお、「子ども110番の家」にご協力いただいている方に対して、活動内容のマニュアルを作成配付し、緊急時の適切な対応を行うことに努めています。

(課題)

学校外における子どもの安全対策については、学校、家庭、地域、行政、警察等の関係機関が一体となって取り組むべきものであり、それらの機関のより強固な連携が必要となります。特に、登下校時の通学路の安全対策確保については喫緊の課題です。

学校内においては、東日本大震災の発生を受け、緊急時の避難の訓練等、防災教育が必要となっています。

(対応)

関係機関との連携については、子供を事故から守る協議会を充実させ、子どもの安全・安心を守る機運を高めます。

児童生徒の通学路の安全確保については、危険個所の把握に努めることで適宜点検や見直しを行います。また「長崎県犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に則り、学校や警察、国、県、市等の道路管理者との連携を図りながら整備を進めていきます。

これらの活動を通じ、児童生徒の生活と安全を守るための安全指導及び安全確保に努めます。

なお、防災教育については、小・中学校毎に防災計画や災害発生時の対処要領等を作成し、防災組織の編成及び係分担等を明確にすることで、迅速かつ適切な対応ができるような体制を構築します。そして、避難経路や緊急対応マニュアルを各教室に掲示するとともに、火災、地震、風水害、不審者侵入等を想定した避難訓練を年間2回以上実施することで、緊急時にも落ち着いた行動がとれるような手立てをいたします。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合 (学校評価) ※学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合を学校評価で測ります。	83% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)



## ☆高等・専門教育の充実

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画で東京学生寮を廃止する方向で調整することとしておりましたが、平成22年度末で廃止いたしました。なお、従来の奨学金や私立学校への経済的な支援、大学の機能充実の支援等につきましては、計画どおり実施しています。

### 2. 今後の方向性

前期計画に引き続き、高等教育を受ける機会が減少しないよう、私立学校への助成、奨学金制度の継続的な運用を図ります。また、地域の意向やニーズ等を踏まえながら大学等の機能充実を促進するとともに、大学等との連携については、行政側と大学側のシーズ（※36）・ニーズのマッチングを図る仕組みを検討します。

### 3. 主な取り組み

#### （1）高等・専門教育を受けるための環境の充実

##### ① 奨学金充実事業

高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校等への進学者に対し、教育の機会均等の提供のため奨学金の貸付を行っています。

（課題）

近年の経済状況の低迷に伴い、従前と比較し、貸付額が大幅な増となっています。また、奨学金の回収率の悪化が課題となっています。

特に、返還金を原資とした基金からの貸付について、貸付額の増大及び回収率の悪化は、次世代への貸付に支障がでることも懸念されます。

（対応）

持続可能な制度設計を検討します。また、従来の未納対策で問題を解決できない場合は法的措置をとることとし、簡易裁判所への支払督促申立を行います。さらに未納が続く場合は、未納者に対し、給与等の財産差押さえを実施します。

##### ② 私立学校助成事業

佐世保市内の5つの学校法人に対し、施設・設備改善に要する経費を補助し、教育水準の維持・向上に努めています。

（課題）

生徒数の減少に伴い、学校経営の健全性が損なわれることが危惧されています。また、各学校における授業料の格差が大きく、高等教育を受ける上で、その格差が課題となります。

（対応）

各学校法人の授業料に大きな格差が生じないこと、及び世代間に格差が生じないことを目的として、生徒一人当たり換算した補助金額を変えない形での補助を継続します。

### ③ 大学等支援事業

高等専門教育機関の機能（シンクタンク機能の充実）、市民の生涯教育・学習機会の充実を目的として、大学等との連携強化に向けての協議及び連携事業の実施、長崎国際大学地域連絡協議会への参加、長崎県や関係機関に対する要望活動、公開講座等への後援などを行っています。

（課題）

少子化等の社会経済情勢の変化に伴い、教育機関ごとの教育・研究・経営システムの再構築（大学改革等）が求められており、さらには地域の自立性を高めるための効率的・効果的な人材の確保・育成、地域活性化に向けた教育機関同士の連携や産学官連携が重要となります。

また、長崎県立大学佐世保校は施設が老朽化しており、県の中期目標、大学の中期計画において、建て替えが検討されています。その施設整備にあたっては、市民の学習機会の向上や大学との地域連携が促進される機能に配慮した施設となるよう、県、大学に積極的に働きかける必要があります。

（対応）

大学等との連携事業については、各校の特徴をいかしながら、継続した地域課題に関する研究推進を行います。

また、長崎県立大学佐世保校への機能充実、地域に貢献できる施設整備について、県、大学への要望を行っていきます。

#### ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
<b>大学との連携事業実施数（累計）</b> ※大学との連携事業の累計の実施数で測ります。	6 (平成 23 年度)	10 (平成 29 年度)
<b>大学等における公開講座参加の延べ人数</b> ※長崎県立大学、長崎国際大学、長崎短期大学、佐世保工専で開催される公開講座の参加の延べ人数で測ります。	2,753 人 (平成 23 年度)	3,300 人 (平成 29 年度)

## ☆青少年を育む教育コミュニティづくりのために

### 1. 前期計画の振り返り

学校・家庭・地域との連携による“社会全体で子どもたちを育む”教育コミュニティの実現のため、様々な取組を行ってきました。

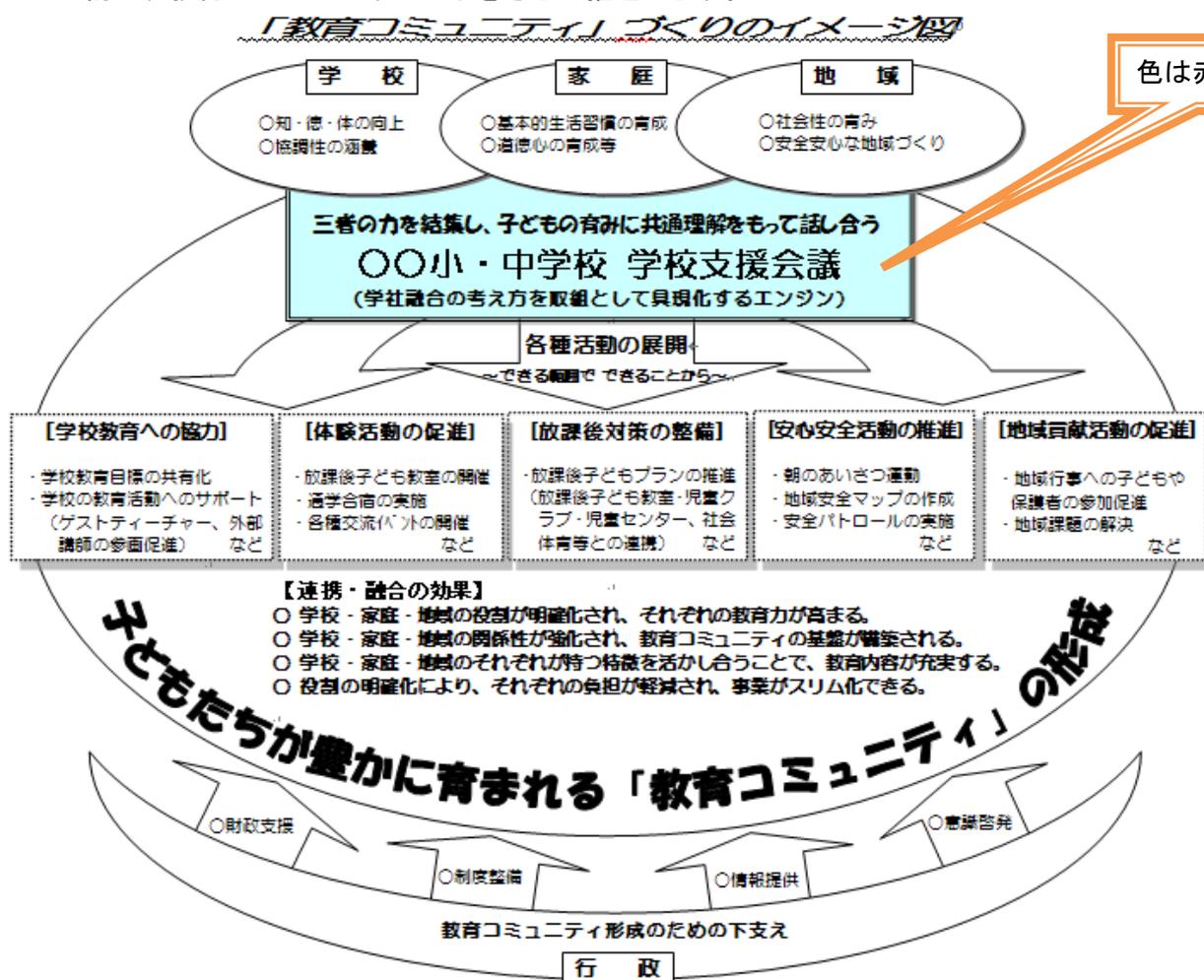
具体的には、学校・保護者・地域が一つのテーブルを囲み、学校区の子どもの育み全般を話し合う「学校支援会議」や、「放課後子どもプラン」に基づき、様々な体験と交流を通して安全安心で豊かな放課後を創出していく「放課後子ども教室」の開催促進に努め、ほぼ全市域に設置することができました。これらの取組を通して、学校と地域の連携が深まり、地域ぐるみで子育てをする気運が生まれています。

### 2. 今後の方向性

今後も、学校・家庭・地域が連携した取組を通し、「地域ぐるみの子どもの育成」を目指していきます。そのために、「学社融合」に関する理解と関心を促し、市民全体への意識啓発を図ることとします。

また、学校支援会議や放課後子ども教室の取組を通して、学校・家庭・地域・行政の役割を明確にし、あるいは補完しながら、地域全体の教育力の充実を図ります。

家庭教育についても、学校やPTA、公民館事業と連携するなど、より効果的な取組を検討し、教育コミュニティづくりをさらに推進します。



### 3. 主な取り組み

#### (1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

##### ① 学社融合推進事業

学社融合推進委員会の開催、学校支援会議の設置促進とその充実、放課後子ども教室の推進、人材育成のための各種研修会の開催を行うことで、学校・家庭・地域の三者が、それぞれの特性を活かしながら協働した取組を行っています。これらの活動を通じ、学校と家庭、地域が互いに連携して、地域ぐるみで子育てにあたる教育コミュニティづくりを推進しています。

(課題)

子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足により生きる力の必要性が求められています。また、家庭や地域の教育力の低下に伴い、その補完的な役割が学校に求められる傾向にあります。学校現場はすでに飽和状態にあります。さらには、例えば放課後子ども教室の趣旨を理解せず、子どもを預けることだと考える保護者がいることなど、この取組の趣旨が十分に伝わっていないところがあります。

そのような中、学校教育と社会教育の連携による「子どもたちの豊かな育み」を核とした地域全体の教育力向上の必要性が叫ばれています。

(対応)

学社融合という手法を活用し、「学校支援会議」や「放課後子どもプラン」といった学校や子どもを核とした活動と地域住民の生涯学習活動を有機的に結びつけ、教育を核としたコミュニティづくりの長期的な推進を図ります。また、より多くの市民の理解と参画を得るため、啓発や関係者の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。

このような活動を通じて、子どもたちを取り巻く、学校・家庭・地域の三者が、共通の目的意識のもと、それぞれに行う教育活動の情報・手段・成果等を共有し、個々が果たすべき役割を明確にしながら協働した取組を行います。

##### ② 家庭教育推進事業

市内小学校の入学説明会における「させぼ子育て講座」の開催や、PTAを対象とした研修会、また、乳幼児をもつ保護者や市内育児サークルを対象とした家庭教育講座の開催など、子育てに関する学習機会と意見交換の場を提供し、保護者の果たすべき役割や家庭教育の重要性を再確認していただくことに努めるとともに、子育てに関する悩みや不安を共有し合える仲間づくりを支援しています。

(課題)

近年の人間関係の希薄化により、子どもの養育に対する親の不安感、孤独感が大きくなっています。また一方で様々な問題に対応するために、家庭の教育力の向上が求められています。

そのような中、現在開催している講座や研修会の参加者に偏りがあるため、実施方法、実施時期（時間）、広報などについて検討する必要があります。また、家庭教育を推進していく上で、父親や祖父母等の参加も重要であり、あわせて研究協議する必要があります。

また、パソコンやケータイといった飛躍的に進化し続ける情報媒体が、これまでの巡回指導など、地域の見守りの目には触れにくい非行・犯罪や、いじめの温床になるなど、新たな問題となっていますが、この解決のためには、このような電子情報媒体に関する正しい知識の習得や予防対策が不可欠となっています。

(対応)

小学校への入学説明会時の子育て講座は効果が高い事業であり、今後も継続します。また、思春期における家庭教育の重要性を顧みるとき、一人でも多くの保護者に受講していただくため、中学校においても入学説明会に合わせた講座開催を企画します。

さらに、「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」に基づき、公民館等で行われる主催講座やサークル支援、さらには市長部局の事業と連携することで、より多くの情報提供と学習機会の充実に努めます。

なお、これらの説明会や研修の機会には、県が養成する「メディア安全指導員(※37)」の協力を得るなど、パソコン・ケータイといった、子どもの育成を取り巻く新たな課題にも対応していきます。

○ 主な達成目標

<b>成果指標</b> <b>※指標設定の考え方</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>
<b>放課後子ども教室に携わった大人の数</b> <small>※ 青少年を育む教育コミュニティづくりの状況を、放課後子ども教室に携わった学校・家庭・地域の大人の数で測ります。</small>	8,464 人 (平成 23 年度)	11,000 人 (平成 29 年度)



## ☆青少年を健全に育成する環境づくりのために

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画に基づき、少年補導業務や有害図書等から青少年を守る環境浄化の取組を強化するとともに、各地区に組織される健全育成会等と連携した育成活動の活性化に努めてきました。これにより少年補導件数は減少傾向にあり、地域ぐるみで、青少年が非行に陥りにくい若しくは犯罪に巻き込まれにくい環境づくりが推進できたと考えます。

しかしながら一方で、パソコンやケータイといった飛躍的に進化し続ける情報媒体が、これまでの見守りの目には触れにくい新たな非行・犯罪や、いじめの温床になるなど、近年の少年非行・犯罪は潜在化しており、またその内容も深刻化・凶悪化する傾向にあることから、これらの変化に対応した取組が必要になっています。

### 2. 今後の方向性

引き続き、青少年育成団体等の育成、地域での啓発活動や環境浄化活動への支援を通し、地域ぐるみで青少年を育成する連携意識の強化を図るとともに、少年補導委員の補導活動をより活発化させながら、青少年の非行を未然に防ぎ、地域で見守っていく環境づくりに努めていきます。

また、環境浄化活動についても、これまでの取組に加え、多様化・深刻化するネット情報社会にも対応していくよう、企業・地域・保護者との連携を強化し推進していきます。

なお、従来から行ってきた野外体験教育については、青少年の育みに有用であるとの認識に立つものの、行政主体で行ってきた手法を見直し、放課後子ども教室（他施策）に代表されるような地域の教育力や、野外教育を専門とする関係機関や民間団体等と連携した効率的な事業への転換を図ります。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 青少年育成団体等に対する支援を通じた活動促進

##### ① 青少年教育事業

青少年育成懇談会の開催による啓発活動や、市内全中学校からの参加による「少年の主張大会」の開催、各中学校区単位で青少年の健全育成活動を推進している「青少年健全育成会」への助成などを行うことにより、青少年育成関係者及び市民に、思春期の子どもたちへの理解を深める機会を提供したり、関係機関の相互の連携を図っています。

また、県と連動し、「ココロねっこ運動」の推進を図っています。

(課題)

インターネットやケータイに代表される情報化社会の急速な進展や、子どもが被害者となる事件や事故の増加など、青少年を取り巻く環境は年々悪化しています。また、地域意識の希薄化や、地縁組織の空洞化が問題となっており、地域における「子どもを見守り育てていく意識」を、一部の協力者だけではなく、文字通り「地域ぐるみ」へと、より多くの人々に広げていくことが課題です。

(対応)

青少年を健全に育成する環境を整えるためには、まず家庭の教育力向上が必要です。そのため、家庭の教育力向上や、多くの大人が、地域の子どもを見守り支援するための健全育成事業の開催など、引き続き行政側からの意図的な仕掛けや取組を行います。

また、地域での取組が活性化する仕組みづくりや、取組の趣旨が市民に浸透する方策について、市長部局と連携しながら推進します。

## (2) 青少年の非行防止・環境浄化活動の促進

### ① 補導業務推進事業

補導担当職員2名による市中心部及び周辺部の巡回指導を毎日行っています。

また、一般及び学校補導委員は、“思いやりの心で愛のひと声”をスローガンとして、毎月2回の非行防止活動に努めています。さらに毎月ブロックごとの補導委員会を開催し、情報交換を実施して効果的な補導を行っています。女性補導委員による昼間補導も実施しています。

このような補導活動や警察をはじめ関係機関との連携により、青少年の非行を未然に防ぎ、犯罪から守る活動を推進しています。

(課題)

県内における非行及び不良行為少年は減少傾向にありましたが、近年、横ばい、あるいは種別によっては増加傾向にあります。また、不審者による声かけ事案も未だ聞こえてくることから、青少年の周辺への目配りは、これまで同様必要な状況です。

少年犯罪の内容は低年齢化・潜在化しています。また、犯罪につながりやすい深夜徘徊や喫煙などの不良行為も依然として多い状況にあります。これらを防ぐためにも“声かけ”による巡回補導を充実し、青少年の非行を未然に防ぐことが求められています。

### ○非行少年・不良行為少年の年次推移

		H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23
非行少年 (犯罪,触法, ぐ犯少年)	長崎県	1,570	1,126	1,189	1,003	1,033	934	1,034
	佐世保市	361	232	244	234	188	241	318
不良行為 少年	長崎県	21,390	23,397	24,922	19,853	22,044	18,844	17,423
	佐世保市	3,862	4,789	4,942	4,509	5,873	5,507	4,264

※『サポート通信・少年非行白書』（長崎県警）より ※非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年を言う。

※不良行為少年とは深夜徘徊・喫煙・飲酒等を行い、補導された少年を言う。

※平成22年以降は、市町合併に伴い江迎警察署管内の人数を加える。（ただし佐々町も含む）

(対応)

非行や事故を未然に防ぎ、子どもを地域で見守る環境を作っていくために、補導委員が補導業務に従事する回数の増加に努め、補導従事率を高めます。さらに、補導委員の資質向上のため、諸研修会や各地区補導委員会を通じて、補導技術の習得を図ります。

## ② 環境浄化健全育成事業

白ポストに投入された有害図書類の回収及び廃棄やコンビニエンスストア・書店等への立入調査・指導により青少年にとって好ましい環境を作ることに努めています。

また、環境浄化活動の周知に努め、市民の意識向上を図っています。

(課題)

近年、カラオケボックスやインターネットカフェなど室内で活動を行う施設へ出入りする青少年が増加しており、それらの施設を監視することが困難となっています。

また、パソコンやケータイ等によるインターネットを介した諸問題（有害、出会い系サイトへのアクセス、掲示板による誹謗中傷、課金等）も深刻化しています。このような諸課題は、急速かつ高度に進化しつづける情報媒体が、非常に便利で普及著しい中で複雑化や潜在化を強めており、使い方を誤ると非行や犯罪の被害者にも加害者にもなりえる危険性があることを、青少年だけでなく周囲の大人が認識する必要があります。

(対応)

長崎県からの権限委譲により、書店・インターネットカフェ・コンビニエンスストア・携帯電話販売店等への立入調査を随時行うことができるようになりました。今後も、さらに市民及び学校や補導委員からの情報収集に努め、できるだけ多くの店舗への立入調査ならびに指導を行い、環境浄化を推進していきます。

また、広報に力を入れ、白ポストの設置場所や有害図書類の危険性の周知に努めることにより、環境浄化の必要性の認識を高めていきます。

パソコンやケータイ等を介した非行・犯罪の危険性を、青少年だけでなく、これら情報媒体を提供する大人、特に保護者がしっかり認識し対応するよう、その意識啓発に努めていきます。

## ③ 青少年教育センター管理運営事業

青少年の健全な育成及び非行防止を行うための拠点として昭和42年に設置された「青少年教育センター」の管理運営を行っています。

青少年の教育や生活相談、街頭補導などの活動拠点であるとともに、青少年に自主活動及びいこいの場を提供し、青少年の非行防止、環境浄化に努めています。

(課題)

建物の老朽化が進み、維持管理経費が増大傾向にあります。

(対応)

青少年教育センターを活用する方にとって、快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

○主な達成目標

<b>成果指標</b> <b>※指標設定の考え方</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>
<b>健全育成事業への参加者数</b> ※ 「青少年育成懇談会」「青少年育成研修会」「少年の主張大会」及び各地区健全育成行事への参加者数で測ります。	18,348 人 (平成 23 年度)	20,000 人 (平成 29 年度)
<b>補導に従事した補導委員の延べ人数</b> ※ 青少年教育センター補導委員が活動した延べ人数で測ります。	3,832 人 (平成 23 年度)	4,000 人 (平成 29 年度)

## ☆学習機会の充実

### 1. 前期計画の振り返り

近年、生涯学習が担う役割は、国レベルで大きく幅を広げています。その活動範囲についても、個人の趣味・教養の向上や心の豊かさと生きがい充実を目指す「自己充足」型から、学びの成果を地域社会に還元する「社会還元」型や、学びを通じて地域活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成など様々な社会的課題を解決していこうとする「社会貢献」型へと発展しつつあり、「生涯学習によるまちづくり」への意識の高まりが見えています。

策定中である国の第2期教育振興基本計画では、東日本大震災の教訓から、「社会を生き抜く力の養成」「絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティ形成」を今後の方向性として示しており、そのための方策を検討していくことが必要だとしています。このようなことから、生涯学習が担うべき役割は、人々の日々の生活に、さらに密接な関わりを持つものとなっています。

そうしたことから、市民のニーズに応じた学習機会の充実のみならず、人々が充実した社会生活を送るために必要な学習機会の提供と、学んだ成果を活かしていく仕組みを整えるため、平成24年7月に「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を策定し、佐世保市の生涯学習が抱える課題を明らかにしたうえで、目指すべき生涯学習社会の姿を明らかにしました。

《佐世保市が目指す生涯学習社会の姿》

学びを高め 学びを活かし  
学びを通して つながりあうまち

また、子どもたちが読書を通し、幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる佐世保っ子に成長することを願い、平成22年3月に「読書大好き佐世保っ子プラン21」を策定し、子どもの読書推進を図りました。この計画により、学校図書室に学校司書が配置され、平成22年度には14人、平成23年度には17人が配置されました。また図書ボランティア活動が活発化し、学校における図書環境が充実しています。

さらに、前期計画で課題となっていた“徳育の推進”についても、3年間にわたり様々な研究・協議を重ねながら検討を行い、平成23年11月には徳育推進にかかるご提言をいただきました。それを受けて、市として「徳育推進のための行動計画」を策定し、平成24年度から具体的な取組を行っているところです。今回の計画では、この取組を本施策から切り離し、新施策「徳育の推進」を立ち上げました。

## 2. 今後の方向性

本施策では「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」にのっとり、生涯学習の普及・啓発と学習情報の提供を行うことで、学習活動への支援と学習機会の充実を図ります。

そのためには、学習活動に関するアンケート調査の実施により、市民の学習ニーズを把握するとともに、高等学校や大学、NPO（※38）等との協力連携や、市関係部署・施設間の連携強化による多様な学習機会の提供や学習情報の発信を図ります。

子ども読書活動推進についても、図書館・学校・公民館図書室が連携し、有効な活用ができるよう体制整備に努めます。

## 3. 主な取り組み

### （1）主体的な生涯学習活動の推進

#### ① 生涯学習推進事業

佐世保市ホームページやちらし等を活用した市民意識の啓発や学習情報の提供、まちづくり出前講座や生涯学習ボランティア派遣事業を通じた生涯学習機会の創出を通じて、市民一人ひとりがより一層の生涯学習活動に取り組むことができるように努めています。

また、平成22年3月に策定した「読書大好き佐世保っ子プラン21」に基づき、関連各課及び図書ボランティア団体等の関係団体と連携した研修会の開催など、子どもの読書活動推進の普及啓発を図ることで、情操豊かな子どもの育成に貢献します。

（課題）

学びの社会づくりの実現に向けて、市民が主体的に自己に応じた学習活動を行うにあたり、どのようなニーズがあるのかを適切に把握する必要があります。また、多様な学習情報の発信等、ニーズに対応できる環境づくりが必要となります。

そして、市民が参加するだけの生涯学習から、自己学習の成果を発揮し、市民同士が相互に高めあう生涯学習を推進するため、生涯学習の本質的意義の啓発と主体的に活動できる環境づくりが必要となります。

（対応）

生涯学習に関するアンケート調査を実施し、市民の学習ニーズの把握に努めるとともに、関係機関や団体等と連携し、地域課題や現代的課題の収集を行います。この情報は、既存の「まちづくり出前講座」メニューの検証などに反映させます。

なお、佐世保市のホームページの活用を拡大し、市民が自己学習に関する情報収集を行いやすい環境整備に努めます。

さらに、生涯学習ボランティア派遣事業については、現在の講師のほか学校・各地区公民館・関係各課はもちろん、NPOや高等教育機関と連携した情報収集に努め、人材バンク（※39）の拡充に努めるとともに、より一層の内容の充実を図ります。そしてボランティア派遣事業やまちづくり出前講座を活用し多くの市民が、主体的に生涯学習に取り組むとともに、自己充足型から社会還元型や社会貢献型へ発展する生涯学習の理念が浸透するように、周知活動を推進します。

## ② 生涯学習支援事業

佐世保市全体の高齢化とともに、地区生涯学習推進会及び町内組織など地域団体が行う交流活動や、文化・体育・レクリエーション活動への支援を通じて、生きがいづくりや地域自治意識が醸成され、それぞれの地域性を活かした活力あるまちづくり活動や、地域コミュニティの活性化を促進しています。

(課題)

町内組織への未加入者の増大や地域行事への不参加など、地域コミュニティの維持が難しくなっており、その再生が喫緊の課題となっています。また、生涯学習を推進する機関（行政、町内会、生涯学習推進会、健全育成会、文化協会など）ごとに活動が行われており、目的意識の共通化や情報の共有化など、相互連携の強化が求められています。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、「地域の絆」が国をあげて見直されており、学習を通じた多様なネットワーク・協働体制「社会が人を育み、人が社会をつくる好環境」の確立が重要となっています。

なお、現在、地区公民館単位で組織した「生涯学習推進会」に対する「生涯学習推進事業補助」、町内会単位、自治会単位に対する「まちづくり促進事業補助」等により、地域活動の活性化に努めていますが、後者は補助対象者が広域かつ過多であること、高齢化により地域活動がままならないなどの課題があります。

(対応)

本事業は、まちづくりを推進していく上でのきっかけとなり得る、教育活動や「地域の絆」を強める活動を支援するものです。これらの支援においては、より効果的な事業展開に努めます。

なお、地域活動がままならない状況に対しては、行政と各種団体との関係を整理するとともに、地域の自治組織や団体に対する支援の一元化を含め、支援のあり方を検討する必要があります。その検討にあたっては、市長部局との連携を深めていきます。

## ③ 社会教育行政一般管理事業

社会教育委員の会など専門委員会の開催、社会教育事業に携わる職員の資質向上のための資格取得や研修への派遣などを行っています。それらの活動を通じ、生涯学習のみならず社会教育行政の振興のための基礎的な活動を行っています。

(課題)

「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」の中で、生涯学習の理念を明確化したことにより、社会教育の責務は今後ますます拡大していくことが考えられます。

そのようなことから、社会教育に携わる職員には、市民ニーズの掘り起こしに伴い、ニーズに対応できるような資質向上が必要となります。

また、社会教育委員の会など専門委員会で協議した内容を、教育委員をはじめ教育委員会全体が横断的かつ適切に把握し、施策にいかす必要があります。

(対応)

引き続き効率的な事務運用を図りつつ、市民ニーズに対応できる職員を養成するために研修機会を設けます。また、社会教育委員と教育委員との定期的な意見交換の場

をつくることに努めます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
生涯学習事業への参加者数 ※ 市が実施または支援している生涯学習事業への参加者数で測ります。	79,310 人 (平成 23 年度)	96,000 人 (平成 29 年度)

## ☆拠点施設による生涯学習の推進のために

### 1. 前期計画の振り返り

平成22年10月に学社融合の考え方に基づく新しい学習機能と効果的な学習効果の創出を目指し、「教育センター」「少年科学館」「清水地区公民館」の3つの施設からなる「佐世保市総合教育センター」を設置しました。

また、平成24年7月に「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を策定し、その中で、各施設の果たすべき役割や必要な視点を明らかにしました。

なお、平成24年8月から、市町合併に伴い設置していた各地区生涯学習センターを廃止し、全て地区公民館としました。また同時期に、課題であった中央公民館と地区公民館のあり方の明確化、生涯学習・社会教育活動に関する中央公民館と社会教育課との整理調整の必要性、公民館事業に関する相談・指導体制の確立を図るため、公民館政策課を立ち上げました。

### 2. 今後の方向性

生涯学習施設での事業展開は、市民の生涯学習に対する意識の違いや地域特性、さらには施設整備状況の違いなどから、地域による差が生じやすい状況があります。行政としては、教育機関として一定の学習機会の提供を公平に行う必要があることから、それに対応する体制を整えながら施設の役割や管理基準の明確化・平準化を行うとともに、事業に携わる職員の資質向上に努める必要があります。さらに、「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を拠り所としながら体系的・計画的に事業を実施する必要があります。

そのような状況の中、図書館、地区公民館等では生涯学習の拠点施設として主催講座の開催や学習情報の提供、図書・施設の提供を行うなど、教育機関としての機能の充実を図ります。また、地区公民館では、職員研修等によりソフト面での充実を図るとともに、ハード面では計画的な施設整備を推進します。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、「地域の絆」が国をあげて見直されており、本市においても「地域コミュニティのあり方」について検討協議を行っているなかで、生涯学習の果たすべき役割がますます重要となることから、その拠点となる地区公民館の活性化を図ります。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 地区公民館の機能充実

##### ① 地区公民館管理運営事業

地区公民館は、社会教育の発信拠点、また地域の生涯学習の拠点として、学びの機会創出と活動の場の提供を行っています。そのため「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境が求められるため、施設の老朽化に伴う補修、改善やバリアフリーの推進等に努めています。

また、公民館運営審議会の開催、中央公民館他27地区公民館の消防設備、庁舎警備、清掃等を行い、生涯学習の拠点施設として、地域住民の学習活動支援の充実を図っています。

さらに、公民館図書室の充実・活性化に努めるとともに、図書館の分館的機能を有する早岐、相浦、世知原、宇久地区の公民館図書室については、マンパワーの確保に努めています。

(課題)

多様化する市民活動に柔軟に対応するために、地域住民が気軽に利用できる開館時間の運用の検討を行う等、施設の貸与に関する基準の見直しや市民ニーズに柔軟に対応できる施設運営が求められています。また、利用者が固定化、高齢化しており、若年層の利用が少ないことから、幅広い世代が気軽に集い、学び、交流できる場づくりが必要です。そのためには、地区公民館から発する学習情報が広く地域の人々に周知されることも必要です。

さらに、地区公民館は地域における避難所ともなることから、安全で快適な環境を提供するために、施設の老朽化やバリアフリー化、耐震化を推進する必要があります。

(対応)

市民のライフスタイルに合わせた柔軟な施設運営を目指し、施設の開館時間や貸与方法などの公設公民館の管理運営基準の見直しを行います。なお、インターネットによる公共施設予約サービスや学習情報の提供を充実させ、市民の施設利用を促進します。

また、公民館職員連絡会や館長会議等を定期的で開催したり、市長部局とも連携をしていくことで、情報の共有化を図るとともに、地域の人々に有益な学習情報については効果的・効率的に周知していきます。

さらに、老朽化、バリアフリー化、耐震化などの課題に計画的に対応するため、長期的な改修計画を策定し、効率的な改修に努めます。

また、「読書大好き佐世保っ子プラン21」に基づき、各地区公民館の図書室の環境整備やマンパワーの確保に努めます。

## ② 地区公民館活性化事業

公民館を核とした市民の生涯学習の活性化のために、公民館職員体制の充実や職員の資質向上が必要です。そのため、公民館職員の資質向上を図るための研修会を開催し、市民の学習ニーズや地域課題に応じた講座を企画・実施することで、各地域における生涯学習拠点としてなお一層機能し、公民館の利用者増を目指しています。

なお、中央公民館は全市民を対象に佐世保市全体の課題をテーマとした学習プログラムの提供を行っています。

(課題)

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、「地域の絆」が国をあげて見直されており、学習を通じた多様なネットワーク・協働体制「社会が人を育み、人が社会をつくる好環境」の確立が重要となっています。特に、国では公民館等に対し、社会教育的アプローチから、関係部局間の垣根を越え連携・協働した取組を創出することで、地域課題の解決へつなげようと考えており、そのテーマには「若者の自立」「地域防災」「家庭支援」「地域振興」への支援が連ねられています。本市においても「地域コミュニティの在り方」について検討協議を行っているなかで、その拠点となる地

区公民館の果たすべき役割がますます重要となっています。

市民協働のまちづくりを進めていく上で、地区公民館はその拠点となることから、学習機会や場の提供に関して、その特徴や特殊性をいかした事業展開が求められます。そのため、市民の学習相談に適切に対応できる職員の養成や職員体制の充実により、その機能を高めていく必要があります。

また、各地域の社会教育関係団体等と連携し、事業の推進を図る必要があります。

さらに、高齢社会の中、地区公民館まで出向くことが困難なケースも生じています。そのため、行政側から町内会の公民館等に出向いて講座を開催するなどの「届ける社会教育、生涯学習」が求められています。

(対応)

平成24年8月から、公募による地域に密着した職員の配置を行いました。地区公民館職員に対する主体的な地域づくり活動の担い手を育成するための技能、能力の習得のための研修を充実するとともに、地域課題の適切な把握のために、今後も公募による職員の募集を継続します。

また、地域課題の分析と、その課題解決のための取組や、地域ニーズを的確に捉えた情報提供と主催講座を実施することで、地域及び地区公民館の活性化を図ります。

### ③ 地区公民館等建設事業

地域における生涯学習の拠点として、「1中学校区1地区公民館」の整備を推進しており、未整備地区への整備を優先課題として取り組んでいます。また、既存の公民館についても老朽化や利便性について検証を行い、地域間で格差が生じないように施設整備に努めるとともに、市の中心部から離れ、近隣に体育施設がない地域では、地区公民館体育室の建設も行っています。

(課題)

平成25年2月の「崎辺地区公民館」の供用開始により、公民館未整備地区は2地区となります。未整備地区の住民は、整備地区の住民に比べて生涯学習や社会教育、地域コミュニティ形成の場や機会が少ないことから、早期の建設が課題となっています。

また、既存の地区公民館の老朽化も進んでおり、建替も含めた施設の改修やエレベーターの設置等が求められています。

(対応)

「1中学校区1地区公民館」整備を基本としながらも、全市的な視点に基づき整備を進めます。なお、事業着工、進捗にあたっては、地区住民等に対する説明会を開催するなど、事業に対する理解と協力を得ながら、円滑な事業推進に努めます。

また、既存の公民館の老朽化やバリアフリー化への対応も計画的に進めていきます。

## (2) 図書館の機能充実

### ① 図書館運営事業

平成6年に貸出サービス中心の図書館としてオープンしましたが、現在は、飲食コーナーの設置や駐車場の拡張、金曜日に加えて木曜日の夜間開館の実施など滞在型の図書館として快適な施設の維持管理やコンピュータによる円滑な図書館業務を行って

います。

そのほかに、10か月児歯科育児相談会場での「ブックスタートパック」の配付、幼児や小学生向けのおはなし会・おたのしみ会、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりとしての、“としょかんこどもまつり”や上映会など様々な催しを行っています。

また、学校等支援担当司書の配置による学校図書館や地区公民館との連携、図書館読み語りボランティア「おはなしたからばこ」の育成など、「読書大好き佐世保っ子プラン21」の目標達成のための様々な取組を行っています。

さらに、市史編纂のデータベース化や郷土資料の収集・保存及び市民への提供により、生涯学習の拠点としての役割も果たしています。

#### (課題)

平成6年の開館のため、施設の経年劣化が激しく、適切な維持管理のために多額の経費を要する状況が生じています。

また、情報技術の高度化や多様化に伴い、インターネットやオンラインで情報を検索できる端末の設置など、環境整備の対応が求められています。

さらに、平成21年に佐世保市図書館協議会から、窓口委託や指定管理者制度での運営は望ましくないという方針が示されましたが、昨今の図書館を取り巻く環境は新たな民間の参入もあり、図書館運営のあり方について、あらためて研究する必要があります。また、地区公民館図書室と本館の体制整備や効果的なあり方についても、十分な検討が必要です。

図書、視聴覚資料の貸出者数は年々増加していますが、中高生の利用が少なく、Y A (ヤングアダルト) (※40) コーナーを設置するなど、本に親しみ興味を持つことができるよう読書の推進を図っているものの、若干減少傾向にあります。

#### (対応)

施設内の各設備の老朽化が著しいため、空調設備などの改修を年次的に行います。

今後近いうちに、図書館業務情報システムの更新を行い、市民にとって、より便利で円滑な図書館運営に努めます。

また、効率的な運営とサービスの向上に資するため、再度、佐世保市図書館協議会に諮問を行います。

現在、早岐・相浦・世知原・宇久地区公民館図書室とはネットワーク化していますが、それ以外の地区公民館図書室についても研究を進めます。

さらに、ヤングアダルトサービスの充実のため、専門的スキルを持った職員の配置や育成に力を注ぎます。また、中高生の図書館利用促進のため、中高生の意見を取り入れる仕組みづくりについても検討を行います。

なお、小・中学校の図書室との貸出連携や、県のネットワークを活用した大学等の他図書館との連携は既に行っているところであり、集配の方法や蔵書数の確保など課題はありつつも可能な限り対応しその充実に努めます。

郷土資料の収集・保存については、今後の市史編纂を視野に入れて継続的に推進していきます。

### (3) 科学分野の学習機会の提供

#### ① 少年科学館事業

少年科学館は、少年科学教室、下村脩ジュニア科学賞SASEBO、科学行事・科学教室、小・中学校の理科学習支援、サイエンスショー、工作広場などの様々な科学に関する活動や体験活動を実施することにより、小・中学生が主体的に学ぶ機会を広げるとともに、子どもの体験不足を補い、子どもの科学に対する興味・関心を高めています。

さらにプラネタリウム番組の投映、プラネタリウムコンサート、天体観望会等の取組により、市民の天体への興味・関心を高めています。

#### (課題)

平成22年10月に科学に特化した館として開館以来、多くの市民の利用がありますが、その中で、平成24年度よりスタートした学校のための理科実験プログラムの利用は少ない状況が見られます。

そこで、プログラムの内容についてもっとお知らせし、学校が活用しやすい科学館にしていく必要があります。さらに、科学行事や教室の開催、展示コーナーや工作ひろば等の内容の充実や工夫により、市民が何度でも訪れたいとする施設環境づくりに取り組む必要があります。

#### (対応)

今後も利用者の拡大を図るため、事業内容等の工夫を行います。また、市内の小・中学校にプラネタリウムの団体利用だけでなく、科学館での理科実験プログラムを授業にいかす方法を具体的に提示し、科学館活用の推進を図ります。さらに、大学や高等専門学校等、専門機関との連携を図り魅力ある科学館運営に努めます。

### (4) 特性をいかした複合型施設の運用

#### ① 総合教育センター事業

「佐世保市の教育を考える市民会議」からの提言に基づき、策定した推進計画にのっとり、平成22年度に、教育センター、少年科学館、清水地区公民館の3つの教育機関を合築した総合教育センターを開館しました。

本事業では、総合教育センター内3施設が円滑に連携を図りながら事業を推進できるよう、総合教育センターの効率的な管理・運用を行うとともに、学社融合の考え方に基づき、構成する教育機関相互の連携による市民への学習機会の創出を図っています。

また、教育センター及び少年科学館では、未使用時間帯の研修室等を、地区公民館との複合施設という特性をいかした市民の生涯学習活動の場としても提供し、効率的な施設運用に努めています。

《総合教育センター内の各教育機関》		
教育センター	少年科学館	清水地区公民館
教職員の研修及び教育研究を行う機関です。	プラネタリウムや、科学体験活動を通じて児童生徒の科学教育を推進します。	清水地区住民の生涯学習活動の拠点となる社会教育施設です。

(課題)

複合施設として効率的に機能した施設を維持し、さらに、施設内のスタッフ相互の人的交流や、事業内容を全てのスタッフが理解するための取組を行うことで、様々な教育資源の共有・活用を進展させ、各施設の機能を向上させる必要があります。

(対応)

施設内の3館がそれぞれの事業の中で学社融合の考え方を意識し、連携しながら事業を展開することで、市民への効果的な学習機会の提供に努めます。

また、総合教育センターにおける学社融合の取組の成果を検証し、他の拠点施設に広めることで、多様化する市民の学習ニーズに対応します。

さらに、今後も施設の利用促進を図るとともに、利用者の活動状況や事業効果の検証を行いながら今後の事業展開を図ります。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
<b>施設利用者数</b> ※市立図書館、地区公民館、総合教育センターの施設利用者数で測ります。	1,440,518人 (平成23年度)	1,490,000人 (平成29年度)

## ☆徳育の推進

### 1. 前期計画の振り返り

人間関係の希薄化や社会構造の変化などにより、社会全体のモラルや規範意識の低下が危惧され、前期計画では「市民総がかりで徳のある人を育む」徳育の検討が課題となっていました。

この課題に対応するため、平成21年1月に、佐世保市における徳育推進のあり方を研究する「徳育検討懇話会」を設置、平成22年3月には、具体的手法を検討する「佐世保市徳育推進会議」を設置し、合わせて3年間にわたる検討を行いました。

その結果、平成24年2月に「徳育推進のための行動計画」を策定し、平成24年4月には「徳育推進のまちづくり宣言」を行ったところです。

### 2. 今後の方向性

「徳育推進のための行動計画」に基づき、徳育推進体制の構築と情報発信による普及・啓発に努めるとともに、「一徳運動」を中心に官民一体となった取組を市民運動としての展開していきます。

徳育の取組が、「モラル」「絆」「豊かな心」をはじめ「人権」「福祉」「環境」といった、社会におけるあらゆる諸課題の解決の糸口となることを期待し、様々な取組の中へ浸透することに努めます。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 徳育推進体制の構築と情報発信による普及・啓発

##### ① 徳育推進事業（推進体制整備）

徳育を推進する目的で設立された民間団体である「佐世保徳育推進会議」への支援を通して、「徳育推進のための行動計画」に基づいた、学校、幼稚園、保育所等や地域団体などの関係機関との連携を推進しています。

また、徳育についての理解を深めるため、フォーラムの開催や各種メディアを活用した広報、啓発に努めています。

(課題)

民間団体「佐世保徳育推進会議」と行政の役割の明確化とともに協力体制の強化が必要となります。また、団体発足後間もないため、市民協働型事業として「民」の活動への支援を行いながら推進していく必要があります。

なお、徳育とはすぐに効果が出るという性質のものではないため、継続することが重要であることから、市民の意識を喚起していく手法の検討が必要です。

(対応)

「佐世保徳育推進会議」を中心とした市民への働きかけを行います。なお、行政はその活動を支援するとともに、緊密な連携を図りつつ、様々な手段を用いながら全市民的な広報を行い、徳育推進に努めます。

## (2) 「一徳運動」の取り組みと市民運動としての展開

### ① 徳育推進事業（徳育運動定着促進）

誰でも、いつでもできる徳育目標を掲げ、継続して取り組む「一徳運動」を徳育推進の大きな柱と位置づけ、学校・家庭・地域・企業等で実践されるよう様々な機会を通じた働きかけを行っています。さらに、徳育の推進は、大人から子どもまでを対象とした社会全体で進めることを目標とし、市民運動として広がることを目指しています。

#### （課題）

道徳教育が行われている学校や幼稚園等の「一徳運動」については、一定の取組が期待できますが、大人に対する働きかけは非常に難しいものがあります。

徳育は人の心に働きかけるものであり、継続的な取組が必要であるとともに「一徳運動」の普及促進について、色々な手法を考える必要があります。

#### （対応）

幼児から高齢者にいたるまで、そして家庭から地域、学校・企業等で、誰でも、いつでもできる徳育目標を掲げ、継続して取り組む「一徳運動」を、より多くの人々に取り組んでもらうために、市民への広報や顕彰等を行っています。

### ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
一徳運動に取り組んでいる地域団体の数 ※ 「一徳運動」に取り組んでいる学校や町内会、生涯学習推進会などの団体数で測ります。	—	370団体 (平成29年度)

## ☆スポーツ機会の充実

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画においては、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも、だれとでも」スポーツ活動を行うことを目的として設立される総合型地域スポーツクラブの会員数を平成24年度までに1,400名とする目標を掲げており、平成23年度末現在で、その実績は1,667名となり、スポーツ機会の充実に貢献することができました。

### 2. 今後の方向性

国においては、平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」を制定しました。その後、平成24年3月に「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」を策定しました。スポーツ基本計画の中では、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針が示されており、本施策に関連するものとして「子どものスポーツ機会の充実」「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備」が掲げられています。

このような国の計画も参酌しながら、競技性の高いスポーツへの入口とも考えられるレクリエーションの推進も含め、総合型地域スポーツクラブの普及・促進やスポーツ大会の推進、地域におけるスポーツ活動の活性化を通して市民が気軽に「生涯スポーツ」に親しめる環境整備に努めます。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 総合型地域スポーツクラブの普及・促進

##### ① 総合型地域スポーツクラブ支援事業

佐世保市内に設立された9か所の総合型地域スポーツクラブの運営支援を行うことで、地域の主体的な取組を推進します。

(課題)

平成23年度に市内9か所目となるクラブが設立され、団体数としては一定の規模に到達したと判断できます。また、クラブ同士の運営・連携・強化を図ることを目的として佐世保市総合型地域スポーツクラブ連合会も立ちあがりました。今後は、経営安定に向けた行政の継続的な支援を行うことが必要となります。

また、近年少子化の影響に伴う学校における運動部の減少により積極的にスポーツをする子どもとしない子どもの二極化が進む恐れがあり、運動不足による生活習慣病の拡がりも懸念されています。

さらに地域ぐるみで継続的に活動できる場が減少し、住民の連帯感の希薄化が課題となっています。

(対応)

従来の方針としては、活動拠点の提供までを支援するものでしたが、今後は、総合型地域スポーツクラブ連合会のサポート体制の充実、強化を図ることで、設立された各クラブの安定的な経営に対する支援を継続して行います。

また、レクリエーションを含めたスポーツ人口を維持しながら生涯スポーツから競技スポーツへと展開し、競技力向上につなげていくよう、佐世保市総合型地域スポーツクラブ連合会を通じて、(公財)佐世保市体育協会など各種スポーツ団体との連携を促進し、あわせて総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

## (2) スポーツ大会の推進

### ① スポーツ大会推進事業

(公財)佐世保市体育協会やその加盟団体及び各種実行委員会が中心となって、各種スポーツ大会が開催されていますが、それらに対する支援を行うことにより、スポーツに親しむことができる機会を提供しています。併せて、生涯スポーツの普及推進を図り、本市のPRにも寄与しています。

(課題)

スポーツ大会の中でも最多の参加者となる市民体育祭については、昭和46年から実施していますが、近年のニーズの多様化に伴い、競技スポーツに加え、より多くの市民がスポーツに触れ合う機会を設ける場とする必要があります。

なお、地域性を活かしたスポーツ大会の開催継続も求められています。

(対応)

市民体育祭については、レクリエーション競技を加えることで、幼児から高齢者までの多様な市民ニーズに応えます。また、より多くの市民が参加できる仕組みや地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与するスポーツ大会の開催について、研究・検討を行います。

## (3) 地域におけるスポーツ活動の活性化

### ① 地域スポーツ活動活性化事業

佐世保市民スポーツ情報サイト「ぶれい」を通じて、スポーツ情報を発信しています。また、ニュースポーツ (※41) の講習会などを開催し、生涯スポーツの推進に努めています。

さらに、各地域から推薦されているスポーツ推進委員の資質向上を図りながら、多様化する市民スポーツのニーズに応えています。

(課題)

地域スポーツ活動の活性化のためには、スポーツ推進委員の役割が重要となります。しかしながら、スポーツ・レクリエーションを行う目的や活動内容が多様化していることもあり、スポーツ推進委員は、常に新しい情報を取り入れながら活動する必要があります。

また、スポーツ推進委員が持つ知識や技術を市民が有効に活用できるようにするためには、スポーツ推進委員に対する認知度を高める必要があります。

(対応)

スポーツ推進委員の資質向上に寄与する研修等を企画するとともに、参加可能な日程設定や、市民のニーズに応える研修を企画します。また、その認知度を高める活動に努めます。

## ② スポーツ少年団事業

スポーツ少年団活動の自主事業を実施するための支援、また活動及び広報活動に対する側面的な支援を行うことで、子どもたちがスポーツに親しめる機会を確保するとともに、スポーツによる青少年の健全育成やジュニアリーダー（※42）の養成に努めています。

（課題）

活動の活性化を図るため、広報活動に対する支援や、（公財）佐世保市体育協会内への事務局移転を行うなど、関連機関との連携に努めていますが、登録団体及び団員数の伸び悩みが見られます。

（対応）

スポーツ少年団単独での活動とならないよう、佐世保市スポーツ推進委員協議会や各地区の総合型地域スポーツクラブとの連携など、新しい取組を行います。さらに広報活動の強化により登録団体及び団員数の増加を目指します。

## ③ スポーツ行政一般管理事業

体育行政全般に係る一般事務を行っています。また、スポーツに関する功績が顕著な市民や優秀な成績を収められた市民に対し表彰を行うことで、スポーツに携わる市民の意欲向上に寄与しています。

（課題）

競技スポーツから生涯スポーツ、レクリエーションまで様々なスポーツニーズへの柔軟な対応が求められています。

また、スポーツ基本法の理念（スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利）を実現するために、スポーツ基本計画を参酌して総合的かつ計画的にスポーツ推進に取り組む必要があります。

（対応）

一般事務においては、効率的な業務遂行に努めます。また、総合的かつ計画的なスポーツ推進に取り組みます。

### ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
総合型地域スポーツクラブ会員数 ※市内の各総合型地域スポーツクラブの会員数の合計で測ります。	1,667人 (平成23年度)	1,900人 (平成29年度)



## ☆学校体育の推進

### 1. 前期計画の振り返り

前期計画においては、文部科学省の新体力テスト（※43）における総合評価A（優れている）からE（劣っている）のうち、AからC（普通）の児童生徒数の割合を向上させることを成果指標としており、中学生については向上したものの、小学生については、平成18年度と比較して下がるという結果になりました。

なお、中学校の部活動においては外部指導者のあり方が課題となっておりましたが、競技力向上を目指し、外部指導者に対する補助制度を創設しました。

### 2. 今後の方向性

スポーツ基本計画の中で、「学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものである。」と述べられていることから、学校体育の充実に努めます。

生涯にわたっての豊かなスポーツライフを実現するためには、小学校・中学校・高等学校に在学している期間は非常に重要なものとなります。小学1年から小学4年までは様々な動きを身につける時期、小学5年から中学2年までは多くの領域を体験する時期、中学3年から高校3年までは、卒業後に少なくとも一つのスポーツや運動を継続することができるようにする時期といった発達段階のまとまりを踏まえた指導内容の系統化や明確化が求められています。特に小学校においては、運動の楽しさや喜びを味わいながら体力の向上を目指す授業の工夫・改善がより必要となります。そこで、教職員の指導技術の向上を図るため、学校体育実技指導者研修会の充実などにより、体育に関する活動の充実に努めます。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を参考にして児童生徒の体力の向上に必要な方策について、学校とともに検討を行います。

### 3. 主な取り組み

#### （1）小・中学校体育大会の開催

##### ① 小学校体育推進事業

市内の小学6年生の全員を対象として「佐世保市小学校体育大会」を実施し、児童の体育・スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、他校の友達とのコミュニケーションを図ることで、豊かな心の育成を図ります。

（課題）

中学校区を基準に市内を4つのブロックに分け実施していますが、離島部の小学校の移動にかかる所要時間の問題や小規模校の児童が、大人数での運動経験が少ないことでうまく交流できない場面が見受けられます。

また、少子化による児童のコミュニケーション能力の低下、仲間との関わりの希薄さが課題となっており、現在の事業展開でその解消に寄与することができているのか検討する必要があります。

(対応)

児童が運動の楽しさを十分に味わえる大会の開催に努めます。また、小学校体育大会のあり方、実施方法について、小学校体育大会検討委員会からの答申を受けており、今後も大会の実施効果の向上を目指した取組を行います。

## ② 中学校体育推進事業

日ごろの運動部活動の成果の発表の場としての佐世保市中学校体育大会の開催、県・九州・全国大会への派遣、中学校運動部活動の充実を図るための補助及び外部指導者への補助を行うことで、体育・スポーツに対する興味を高め、確かな技能を身につけるとともに、生徒の心身の健全な育成を図ります。

(課題)

少子化に伴い、部活動数、部活動加入者数、指導者数の減少や、複数校合同チームによる体育大会への参加が増えており、部活動そのもののあり方が問題となっています。

(対応)

中学校の外部指導者に対する補助を継続し、引き続き競技力向上を図るとともに、そのあり方について検討を行っていきます。

## (2) 教職員の体育指導・技術の向上

### ① 学校体育実技指導者研修事業

小・中学校教職員の指導技術の向上を意図した研修会、講習会の開催により、教職員の指導力向上に努めています。

(課題)

平成23年度から小学校、平成24年度から中学校において新たな学習指導要領が全面実施となりました。今後の方向性の中で示しているとおり、発達段階に応じた指導が求められているところですが、それを確実に定着させていくためには、各学年で身につけさせたい指導内容を明確化すること、また、小学5年から中学2年までが発達段階の一まとまりとなったことなどから、特に小・中学校の連携や交流が重要となってきます。その求めに的確に応じるためには教職員の理解、指導力の向上が重要となってきます。

(対応)

体育実技研修については、学校現場の教職員に合った研修（講師・講義内容・日程等）を企画し、研修効果を高めることに努めます。

また、学校訪問等により積極的に学校と意見交換を行い、学校の教育活動全体を通じて、体育に関する活動の充実を図ります。

これにより、児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことにつなげ、運動をする子、しない子の二極化に対応します。

○ 主な達成目標

<b>成果指標</b> <b>※指標設定の考え方</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>
<b>小学生の体力測定値</b> ※文部科学省が行う「新体力テスト」における総合評価で、普通（C）以上と判定された児童の割合で測ります。	71.4% （平成 23 年度）	75% （平成 29 年度）
<b>中学生の体力測定値</b> ※文部科学省が行う「新体力テスト」における総合評価で、普通（C）以上と判定された生徒の割合で測ります。	81.9% （平成 23 年度）	80% （平成 29 年度）



## ☆競技スポーツの振興

### 1. 前期計画の振り返り

競技力の向上のため、各種施策を行ってきた結果、九州大会・全国大会の入賞者数については、平成18年度が159件であったのに対し、平成23年度が203件となり、着実な成果を収めることができました。また、地域の特性を生かし、海洋スポーツの普及・促進を図ることができました。

### 2. 今後の方向性

平成26年度に開催される長崎がんばらんば国体も視野に入れ、ジュニア層の競技力向上に努めます。また、少子高齢化の影響で競技人口が減少傾向にありますが、九州大会・全国大会・国際大会等に出場する選手・団体に対して行っている一定の助成を継続することで競技人口の現状維持を目指します。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 団体・個人の競技力の向上

##### ① ジュニアスポーツ推進事業

(公財)佐世保市体育協会に加盟する団体が実施するジュニア層の競技力を向上する取組に対する支援を行うことで、ジュニア層の競技力向上及びトップレベルの選手・チームの育成を図っています。

また、城島健司氏からの寄附金を活用した野球教室や各種競技大会を開催しています。

(課題)

ジュニア層である小中学生の九州大会、全国大会等の入賞者数は、徐々に底上げが図られていますが、長崎がんばらんば国体に向け、より一層の競技力向上が望まれます。

そのためには、高度で専門的な知識を有した資質の高い指導者の育成を図ることも必要です。

(対応)

従来の取組により一定の効果があがっていることから、長崎がんばらんば国体までの一過性の取組ではなく、その後も継続してジュニア層の競技力向上を図ります。

##### ② 体育スポーツ振興補助事業

(公財)佐世保市体育協会加盟競技団体の指導者・選手の育成強化や公認スポーツ指導者資格取得を目指した「振興事業補助」、九州大会・全国大会・国際大会等の大会への参加に対する「派遣補助」、全国・九州大会規模の開催地となる場合に支援する「大会開催補助」により、大会出場者や競技団体の負担軽減を図り、より上位の大会に出場しやすい環境を作ることで競技力向上に努めています。

(課題)

競技力向上のためには質の高い指導力を持った指導者が必要であり、スポーツ指導

者の公認資格取得の重要性が高まっています。

また、競技力の向上に伴い、既存の補助制度の増額などの要望があります。

(対応)

補助制度の市民への周知により、広く活用していただき競技力の向上に努めます。また、制度そのものについては、市民ニーズの把握も行いながら、改善について随時検討します。

また、優秀な指導者の育成について、(公財)佐世保市体育協会や各種関係機関と協議を行いながら検討を行います。

### ③ 体育協会運営補助事業

(公財)佐世保市体育協会は、アマチュアスポーツの統一組織としてスポーツの普及・振興・競技力の向上等を目的として設立された団体ですが、平成22年4月に体育施設の管理を行うことを目的として設立された(財)佐世保市体育振興会と合併し、本市のスポーツ振興により貢献できる体制となりました。その他、本市のスポーツ振興のために活動している団体として、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、レクリエーション活動関係団体がありますが、それら団体との意思疎通により、効率的にジュニア層から競技スポーツ、レクリエーションに対する振興に寄与できる体制が整備されています。

その運営及び各種事業実施に対する支援を行うことで、競技力向上のみならず各競技における競技者人口の現状維持や競技力向上に努めています。

(課題)

長崎がんばらんば国体に向け、競技力向上という視点で、(公財)佐世保市体育協会及び各競技団体の果たすべき役割の重要性が増しています。

また、少子高齢化の影響に伴い、各競技団体への加入者の増加は厳しい状況にあり、現状を維持することに努める必要があります。

(対応)

各競技における競技者人口の現状維持や競技力向上を推進するため、継続的に支援を行うとともに、各種スポーツ団体等との連携を促進し、本市スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

### ④ 全国高校総体推進事業

平成25年度に、佐世保市で開催される全国高等学校総合体育大会(空手道)を円滑に運営することを目的として、開催の準備を図るべく推進体制を整えます。大会の円滑な運営により、本市の競技力の向上、スポーツの振興及び経済活性化を図ります。

(課題)

全国高等学校総合体育大会の開催手法について、平成23年度から複数県ブロックにより開催されることとなったことから、長崎県高体連や競技団体等に加え、各種機関との綿密な連携が必要となります。また、大会に参加する関係者が満足できる大会となるよう工夫する必要があります。

(対応)

複数県ブロックによる開催を行った先催地の運営形態等、詳細な調査を行い、関係団体と連携・協力し、大会の円滑な開催を図ります。

#### ⑤ 長崎国体推進事業

平成26年度に開催される長崎がんばらんば国体本市開催競技が、市民総参加のもと円滑に開催されることを目的として、市実行委員会の開催や長崎県主催の会議等への出席及び県・競技団体との連携、先催地の大会視察等を行うとともに、既存のイベントへの参加やグッズ作成による広報啓発を行っています。

(課題)

開催地に求められる多大な財政負担が顕在化しており、簡素・効率化を念頭に準備を進める必要があります。また、一過性のイベントとして終わらせないよう、多くの市民の共感と熱意を得ながら積極的に推進していく必要があります。

また、大会を開催するにあたり、施設の整備が必要となりますが、多大な財源が必要となり、計画的な整備を検討する必要があります。

(対応)

広報、競技運営、宿泊や輸送などの計画に基づき、平成25年度に開催されるリハーサル大会、また平成26年度の本大会開催に向けた準備業務を着実に進めます。また、市民の国体開催に向けた機運醸成を図るため、様々な媒体を活用した積極的な広報活動を推進します。

また、円滑な開催が可能となるよう、体育施設整備に努めます。

#### ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
<b>体育協会加盟の競技人口</b> ※体育協会加盟の競技人口を現状維持とすることで、競技力向上の成果を測ります。	24,375人 (平成23年度)	24,000人 (平成29年度)



## ☆スポーツ施設の充実

### 1. 前期計画の振り返り

昭和44年の長崎国体を契機に整備された体育施設など、老朽化や機能低下が進む施設が多数存在することが課題となっていました。平成26年に開催される長崎がんばらんば国体に向け、開催競技に応じた既存施設の改修や新施設の整備等を着実に進めています。

また、市町合併により、佐世保市北部地区に体育施設が偏った配置の状況となっています。長崎がんばらんば国体を契機として、東部スポーツ広場に新体育館を建設することで一部解消する方向に進んでいます。

さらに施設利用状況により、指定管理、直営、地元住民による管理など、地域の実情に応じた効率的な管理運営に努めています。

### 2. 今後の方向性

既存スポーツ施設の計画的な整備・改修を引き続き実施するとともに、施設管理方法の検証や施設の再配置も含めた検討を行うとともに、体育施設は緊急時の避難場所ともなることから耐震化に努めます。

また、市民がスポーツ施設をより便利に利用できるよう、指定管理者等による適切な施設管理を行うとともに、利用促進のため、インターネットを通じ施設の空き状況の確認や予約が容易にできる「公共施設予約管理システム」の適切な運用を行います。

### 3. 主な取り組み

#### (1) スポーツ施設の計画的な整備

##### ① 体育施設整備事業

施設利用者が安全で快適に施設を利用できることを目的として、各施設の現状を適切に把握し、計画的な施設改修に努めています。また、体育施設は、緊急時の避難場所ともなることから「佐世保市耐震改修促進計画」に基づく耐震対策を実施しています。

(課題)

昭和44年の長崎国体を契機に整備された体育施設など、老朽化や機能低下が進む施設が多数存在すること、また、施設の位置的な偏在が指摘されることなどから施設利用者の十分な満足が得られていない状況があります。

(対応)

施設利用者の意見を参考に、施設の安全性・利便性・機能性の向上を図るため、計画的な施設整備を行います。また、全市的な視野から施設の再編を検討します。

なお、耐震対策については喫緊の課題でもあることから、着実な改修に取り組めます。

##### ② 体育館建設事業

長崎がんばらんば国体のハンドボール競技が本市で開催されるため、その会場として東部スポーツ広場内に新体育館を建設しています。

なお、市東部地区に体育館を建設することで、全市的なスポーツ施設の配置の均衡

に寄与し、公平な市民サービスの提供が可能となります。

(課題)

平成26年の長崎がんばらんば国体の会場として使用するための建設ですが、稼働後のランニングコストを検討しながら効率的な運用が可能となる施設整備を行う必要があります。

また、平成25年に国体のリハーサル大会が開催されますが、工事工程と大会運営期間が一部重複することから、円滑な大会開催に向け、関係機関との調整を図る必要があります。

(対応)

国体リハーサル大会の開催前に一時使用が可能となるよう、関係機関との連携を図りながら工事の進捗を図ります。また、建設にあたり、稼働後のランニングコストが軽減できる施設となるよう適宜検討します。

## (2) スポーツ施設の利用促進

### ① 体育施設運営事業

誰もが気軽に、楽しく、快適で安全に体育施設を利用できることを目的として、適切な施設管理を行い、安全で快適な利用環境を提供しています。さらに、指定管理や地元への管理委託等により、管理運営の効率化を図っています。

なお、さらなる利用促進のため、インターネットを通じ施設の空き状況の確認や予約が容易にできる「公共施設予約管理システム」の適切な運用を行っています。

(課題)

体育施設の利用者数は、平成18年度の830,090人に対し、平成23年度が1,036,068人となり、順調に増となっていますが、施設の老朽化や機能低下が進んでおり、今後の維持管理コストの増大が懸念されています。

また、利用者のニーズの多様化等から、多数の施設改修の要望があがっています。

(対応)

引き続き、安全で快適に施設を利用できるよう維持管理に努めるとともに、「公共施設予約管理システム」の適切な運用を図ります。

## ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
施設の年間利用者数（市内体育施設） ※スポーツ施設の充実を、全施設利用者数で測ります。	1,084,596人 (平成22年度)	1,178,000人 (平成29年度)

## ☆人権に関する啓発・教育の推進のために

### 1. 前期計画の振り返り

佐世保市は、平成22年3月に「人権が尊重される社会づくり」を目指して、平成22年度から平成26年度までの計画期間である「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。本市では、この計画に記載している「人権教育・啓発」に基づき、講演会の開催、企業に対する研修（講師派遣）、啓発リーフレットの全世帯への配布を行うなどの各種事業を遂行してきました。しかしながら、「人権が守られている」と感じる市民の割合は、8割を超えているとはいえ、近年は伸び悩んでいる状況にあります。

### 2. 今後の方向性

これまでも、市長部局・教育委員会が連携して、人権啓発を図ってきましたが、市民が人権に関して正しい認識をもち理解していくためには、引き続き啓発活動が必要です。

近年は法務局に設置されている人権擁護委員の相談件数は減少傾向にありますが、人権侵害事案の内容は、性差別や高齢者・児童への暴力・虐待など多様化しています。そのため、これらに対処するため各種人権講座の開設や情報発信など啓発活動を計画的に取り組み、かつ展開します。

なお、「佐世保市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市行政内の関係部局や人権擁護委員協議会、人権施策審議会、人権啓発推進協議会並びに地域を含めた民生児童委員協議会と連携を密にするとともに、相談窓口を充実させ的確な被害状況の把握と迅速な対応により被害者救済を進めていきます。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 人権啓発・教育の推進

##### ① 人権啓発推進事業

人権問題の理解度を高める活動として、講演会の開催、市広報誌への記事連載、啓発リーフレットの作成及び配布、人権週間イベントへの後援等を行っています。また、人権施策審議会の開催や市内企業及び市職員に対する研修などを通して、人権意識の高揚を図っています。

(課題)

依然として女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など様々な人権問題が存在しており、意識の高揚には継続的な啓発活動が必要となります。

また、国際化や情報化の急速な進展に伴い、外国人に対する偏見、犯罪被害者に関する問題、インターネット等による人権侵害などの問題も新たに発生しています。

なお、各地区で実施されている人権擁護委員による出張相談の周知が不十分であるという意見が出されています。

(対応)

広く啓発が必要であるという観点から、児童や企業を対象とした啓発に力をいれていくこととします。なお、そのために必要な学校との連携、企業への周知、企業研修への支援などの方法を検討します。

## ② 人権講座事業

教育集会所において地域の人権教育の推進・学習機会の提供を行います。また、各地区公民館において人権教育講座を開催するとともに、企業や生涯学習団体の求めに応じ専門講師を派遣することで、市民の人権問題に対する理解と認識を深め、確かな人権意識を保持することを目指しています。

(課題)

これまで全地区公民館で人権教育に資する講座の開催などその啓発に努めてきましたが、人権教育は、各地区公民館の主催講座にどのように盛り込まれるかで有効性が左右されるため、地区公民館と連携し、効果的な事業展開を図る必要があります。なお、地域の人権教育の推進拠点として教育集会所を設置し事業展開を図っていますが、昭和55年の設置であり、施設・設備の老朽化が進んでいます。

(対応)

引き続き、人権教育講座を全地区公民館で開催するよう努め、その内容については、公民館の主催講座と連携し、生涯学習の推進にも寄与できる仕組みとなるよう検討します。

また、他施策（「学校における人権教育」や「青少年の健全育成」）中心の取組ではありますが、「いじめ」問題についても、PTAや健全育成会等と連携し、社会全体で取り組んでいけるよう、啓発に努めます。

## (2) 人権擁護に対する協力・連携

### ① 人権擁護関係事業

人権擁護委員は人権擁護委員法に基づき、(1)国民の基本的な人権が侵犯されないように監視し、人権侵害があった場合にはその救済のため、速やかに適切な措置をとること、(2)常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として、市町村の区域ごとに置かれており、法務大臣によってその職務を委嘱されています。

本事業においては、人権擁護委員や人権擁護活動の周知、特設相談所等への市の施設提供を行うとともに、人権擁護委員の任務遂行に係る交通手段の確保や佐世保人権擁護委員協議会に対しては運営負担金の支出を行っています。また、人権週間イベントへの後援及び参加なども行っています。

(課題)

市民の人権を守るために、人権擁護委員及び佐世保人権擁護委員協議会に対する活動支援を継続する必要があります。また、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題が多様化・複雑化しており、人権擁護委員の果たすべき役割が益々重要になっており、本市も積極的に支援していく必要があります。

(対応)

人権擁護委員の活動が円滑に実施されることにより、市民の基本的な人権の保護と市民の福祉増進に寄与することから、引き続き市として円滑な活動に協力していきます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
人権問題に対する理解度 ※人権啓発講演会・研修会の参加者アンケートで測ります。	94.3% (平成 23 年度)	95%以上 (平成 29 年度)



## ☆学校における人権教育の推進のために

### 1. 前期計画の振り返り

平成20年3月に文部科学省が示した「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」においては、人権教育の目標としては「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」とされています。

また、改訂された学習指導要領において、子どもたちに必要とされる豊かな人間性や社会性とは、「生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観」、「他者との共生や異なるものへの寛容等」と示され、あわせて「豊かな人間性や豊かな心の育成を図ることが心の教育であり、道徳教育はその基盤として重要である」ことが述べられています。

さらに、近年、家庭教育力や社会教育力の低下に伴い、いじめ・不登校及び非行等、子ども達を取り巻く環境は深刻化しており、特にインターネットやケータイ等による新たな人権侵害等の課題が出てきております。

こうした状況から、佐世保市人権教育研究会と連携を図りながら、教職員や保護者を対象とした研修会や講演会の充実に努めてきました。

### 2. 今後の方向性

佐世保市人権教育・啓発基本計画にのっとり、一人一人が人権について正しく理解し尊重し合う感性を、生涯にわたり様々な場で身につけるために、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。

また、教職員の研修等を通して、人権教育に関する指導力の向上を図るとともに、児童生徒の人権に対する意識の高揚を図ります。

また、佐世保市PTA連合会との連携や、長崎県が行っているメディア安全指導員派遣、ネットパトロール等の事業も活用しながら、児童生徒、保護者及び教職員の情報モラル教育を推進できる環境づくりを目指していきます。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 人権・同和教育の推進

##### ① 人権教育事業

教職員が研修会や講演会へ参加することにより、児童生徒の豊かな心の育成と人権教育に対する意識及び指導力の向上を図っています。また、インターネットやケータイ等による新たな人権侵害の実態の調査・把握に努めています。

なお、毎年8月6日・9日の原爆の日を平和教育の原点として世界平和を願う子どもを育てることに努めているとともに、毎年6月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、学校ごとに特色ある取組を行い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に努めています。

(課題)

学校における問題行動の原因が多種多様となっている現状があり、特に人権に関す

る部分については、感性や実践力にかかるものであり、一度の啓発で効果が出るものではなく、継続して行う必要があります。

前期計画で課題としていた家庭教育力や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加などの状況は未だ深刻です。また、インターネットやケータイの普及による誹謗中傷やいじめなどの人権侵害という大きな問題に対して、児童生徒の発達段階に応じた一貫した情報モラル教育の推進が必要です。

さらに、学校が中心となり、家庭や地域と連携し、地域コミュニティの中で健全な子どもの育成を図る必要があります。

(対応)

佐世保市人権教育研究会とのさらなる連携による研修会や講演会を開催し、教職員の人権意識を高めます。

さらに、人権教育講演会や各種研修会の充実を図るとともに、人権教育を基盤においた授業研究の実践を図ります。

また、インターネットやケータイの普及による人権侵害等の加害者・被害者とならないための発達段階に即した課題についての理解の促進、判断等を培うための情報モラル教育の一層の充実を図ります。

なお、毎年6月に開催する「いのちを見つめる講演会」に、多くの家庭や地域からの参加をいただくことで、家庭、地域における人権教育を推進します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
<b>人権教育の充実度（学校評価）</b> ※ 人権が推進され、人としての尊厳と責務を重んじる教育がなされていると感じている児童生徒の割合で測ります。	81.7% (平成 23 年度)	85% (平成 29 年度)

## ☆市民文化の振興のために

### 1. 前期計画の振り返り

佐世保市文化振興基本計画では、様々な芸術文化に対する鑑賞意欲や創造意欲に応えるため、市民のニーズや時代の動向等を踏まえ、アルカスSASEBOを拠点に各文化施設の特性を活かしながら、質の高い鑑賞事業をはじめ、市民参画の文化事業など幅広い事業展開を図ってきました。

前期計画においては、主要文化施設（アルカスSASEBO、島瀬美術センター、市民会館、市民文化ホール、立神音楽室）の利用者数は減少傾向にあるものの、アルカスSASEBOをはじめ、文化施設で芸術文化事業の展開や市民文化活動等の支援を行ったこと、また、各施設の特性を活かした管理運営を行ったことで、市民意識調査での芸術文化の満足度は、前回調査から3.3ポイント増の46.5%となるなど、芸術文化に親しめる環境づくりに貢献することができました。

### 2. 今後の方向性

佐世保市文化振興基本計画及び本計画に基づき、アルカスSASEBO、島瀬美術センターなどを拠点とした芸術文化事業を展開、子どもたちの文化環境の充実、芸術文化鑑賞の機会及び発表の場を創出などに努めることで、市民文化の振興を図ります。

なお、芸術文化への関心を喚起し、芸術文化に触れるきっかけづくりや理解を深めるために、効果的な情報発信を図ります。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 市民主体の文化活動等への支援

##### ① 市民文化活動助成事業

市民などからの寄附に基づき創設した教育文化振興基金を活用し、「佐世保市教育文化振興基金の活用に係る取扱要綱」にのっとりながら、市民が行う文化活動への助成を行っています。

(課題)

平成18年度に要綱を定めて以降、制度の周知に努めてきた結果、芸術文化団体をはじめ、市民から多数の助成要望がありますが、制度の利用経験がある関係団体からの申請が多く見受けられます。新規利用者からの申請が少ないため、より多くの文化活動について助成できるよう、一層の周知と効果的な運用が課題となっています。

(対応)

この制度が、より多くの市民の文化活動の活性化に結びつくよう、今後は関係団体への周知だけでなく、広報誌を利用するなど、広く市民に対する制度周知の強化を図ります。

##### ② 市民会館管理運営事業

昭和37年5月の開館以降、市民に舞台芸術の鑑賞、市民文化活動の発表の場を提供することで、市民の文化芸術レベルの維持向上に努めています。

(課題)

アルカスSASEBOのオープンに伴う影響や、また、施設の老朽化とともに、近年の多様なニーズに対応困難な機器・設備であることから、会館の稼働率及び利用者数が減少傾向にあります。

今後もより多くの市民に、施設を安全かつ快適に利用してもらうためには、多額の改修経費が必要となり、そのため、耐震化の課題も踏まえながら、今後の存続そのものを含め、施設のあり方について検討する必要があります。

なお、平成25年度には、全国高等学校総合文化祭の日本音楽の会場となることが決定しており、その開催に向けた準備も必要となります。

(対応)

施設の老朽化に対応するため、今後もより安全かつ快適な施設の管理運営に努めます。

なお、市内にホール機能をもつ施設は複数ありますが、収容人員や利用形態などによってそれぞれの施設が異なる役割を担っており、市民会館としては、1,000人規模の集客に応えるとともに、優れた音響構造を有していることから、特に市内の大小文化芸術団体を中心に利用されており、存続を求める要望があります。また、適正規模の施設にリニューアルすることで、コンベンション機能を高め、アルカスSASEBOとの役割分担を考えた方がよいという意見もあります。

このようなニーズも踏まえながら、市民会館の今後のあり方を研究し、文化振興基本計画との整合を図りながら市民会館の役割や位置づけを明確にすることに努めるとともに、並行して、市長部局も含め、施設周辺地域の今後の利活用方針を検討します。

### ③ 市民文化ホール管理運営事業

市民に、気軽にそして利用しやすい料金で文化芸術活動を行うことができる場を提供することを目的に、市民文化ホール及び立神音楽室の管理運営を行っています。

なお、当該建築物は、文化財としての価値が高いことから、建造物の保存に配慮したうえで、利用者の利便性向上など活用に必要な各種整備を行います。

(課題)

市民文化ホール（旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）は、第一次世界大戦での戦勝を記念して大正12年に佐世保市で初めて建設された公会堂で、戦前は軍港として発展してきた本市を象徴する建築物です。平成9年に国の登録有形文化財にも登録されており、適切な保存・管理・活用を図る必要がありますが、全体的な老朽化への対応が急務となっています。

立神音楽室（旧海軍弾薬包庫、通称レンガハウス）については現在アマチュアバンドの練習場として市民に提供しています。この施設も歴史的な価値が高く近代化遺産としての価値を検討する必要があります。しかし、国有財産であり、市が無償で管理を受託し、暫定利用しているという形であり、今後の活用が不透明な状況にあります。

(対応)

両施設とも低廉な料金で利用できる施設であり、市民文化ホールは収容人員300人規模のホールとして音楽団体をはじめ文化団体の発表及び練習の場として、立神音

楽室は特に少人数グループの音楽団体を中心に利用があるため、このようなニーズに応える施設として、その位置づけを明確にし、市民による文化芸術活動の練習や発表の場を提供します。

また、市民文化ホールについては、耐震改修及び復元改修を行い、ホール機能と文化財価値の両面を有し市民に親しまれる文化施設としての運営を維持します。

## **(2) 子どものための文化環境の充実及び文化芸術の情報発信**

### **① 芸術文化提供事業**

青少年劇場の開催等を通じ、児童生徒に対して優れた舞台芸術に接する機会を提供しています。また、佐世保市民展の開催、名義後援や顕彰などによる市民文化活動の支援を行うことにより、市民が芸術文化に対する興味・関心を深め、自ら芸術活動に参加し創造活動に親しむことができる環境づくりに努めています。

なお、佐世保市児童管弦楽団については、平成24年度にアルカスSASEBOに移管し、アルカスSASEBOジュニアオーケストラとして運営されており、その支援を行っています。

(課題)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、当該部分を市長部局に事務委任することが可能となりました。

しかしながら、現在の佐世保市における文化行政を担当する部署は、市長部局（文化振興課）と教育委員会（社会教育課）に分かれています。より一層の市民文化の振興を図るためには、双方が所管する事業の整理を進めるとともに、効果的な事業運営が必要です。

(対応)

教育委員会主催として、芸術文化に市民が親しめる事業を展開していますが、文化振興基本計画にのっとり、市長部局と連携しつつ役割分担を明確にして、より効果的な事業展開を図ります。

青少年劇場については、できる限り子ども達の身近な場で優れた舞台芸術に親しむことができるよう開催校の希望内容の調整を図りつつ、開催校数を増加することで児童生徒の鑑賞機会の増加に努めます。なお、アルカスSASEBOジュニアオーケストラに対しては、今後も一定期間継続して支援を行います。

このような活動を通して、子どもたちの文化環境の充実を図るとともに、文化芸術への関心を喚起し、文化芸術に触れるきっかけづくりや理解を深めてもらうために、効果的な情報発信を図ります。

## **(3) アルカスSASEBOを拠点とした文化芸術事業の展開**

### **① アルカスSASEBO管理運営事業**

指定管理制度の活用により、適切かつ効率的に維持管理に努めています。

アルカスSASEBOは、本市の文化振興基本計画や同施設の管理運営基本方針に沿って、本市及び県北住民の文化創造活動及び地域活性化の交流拠点として、様々な舞台芸術等により芸術文化に触れる機会を提供すると共に、文化活動を行っている団

体等に発表の場の提供を行っています。また、文化芸術を支える人材を育成する事業を行っています。

(課題)

鑑賞事業や施設の提供により、地域の文化芸術活動を支える人材育成のため市民参加型事業（普及・育成・交流・創造）を実施しています。

利用者・稼働率の維持向上や人材育成への一層の取組が期待されます。

(対応)

質の高い自主・共催事業の開催に努めると共に、市民参加型事業の一層の推進・展開により、文化芸術の振興に資する施設の運営に努めます。

#### (4) 美術鑑賞の機会及び発表の場の創出

##### ① 島瀬美術センター管理運営事業

様々なジャンルの優れた芸術作品を鑑賞する特別展と、本市ゆかりの芸術作家等の協力を得た企画展や年に数回の館収蔵品展を開催し、市民に芸術作品の鑑賞機会を提供しています。また、市民に作品発表の場を提供し、普及活動及び市民の文化活動の拠点として親しまれる環境整備に努めています。

(課題)

施設を利用する人の固定化が見受けられ、利用者が減少傾向にあります。芸術文化の振興には様々な取組との連携が必要ですが、芸術文化に親しめる環境づくりと、生涯学習の場としてより利用しやすい環境をつくるために施設設備の充実を図る必要があります。

また、市民ニーズの多様化により、絵画・書・工芸・写真・デザイン等、様々なジャンルの展覧会開催を求める声があがっていますが、管理運営体制面から、年1回程度の企画展の開催にとどまっています。

さらに、施設設備の老朽化・狭隘化が進んでおり、収蔵庫においては収蔵資料のデータ化など一定の整理を行ったものの、収蔵可能量の限界を超えており、資料の適切な管理保管が必要となっています。

(対応)

今後も、良質な芸術文化に触れる機会を市民に提供するため、特別展・企画展の開催、ワークショップ（※44）の実施など、自主事業を積極的に行い、来場者数の増加を目指します。

特に、企画展においては、色々なジャンルの展示を行うため、市内の芸術作家や関係団体の協力を得たり、類似施設との連携を図るなど、市民に親しまれる事業展開に努めます。

また、無料展示スペースや喫茶コーナーの活用を促進し、市民に親しまれる施設運営を行います。

○ 主な達成目標

<b>成果指標</b> <b>※指標設定の考え方</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>
<b>主要文化施設の利用者数</b> ※主要文化施設であるアルカスSASEBO、市民会館、島瀬美術センター、立神音楽室の利用者数で測ります。	654,945 人 (平成 22 年度)	652,000 人 (平成 29 年度)

※ 市民文化ホールの利用者数（平成 22 年度 25,014 人）については、現状値には含まれていますが、今後、大規模な改修を行うことにより休館する予定のため、目標値には含んでいません。



## ☆歴史文化の保存・活用・継承

### 1. 前期計画の振り返り

指定文化財のほか、埋蔵文化財、近代化遺産など近年文化財として扱われる範囲が広がりにつつあり、それらを全般的に調査・保護・活用することが求められるようになりました。さらに、市町合併に伴う市域拡大により、保護対象となる文化財が著しく増加しました。

そのような状況の中、文化財行政に対応できる職員体制の強化を図り、地域の文化財を貴重な財産として、周知と市民理解の促進に努めてきたとともに、地域の活性化の資源として活用されるよう、本市を特徴づける文化財を活用する「世界遺産登録推進」や「福井洞窟発掘整備」「針尾送信所の保存整備」に着手し、それぞれ、着実な進捗を図ることができました。

### 2. 今後の方向性

市民文化の中に郷土の歴史を位置づけるため、重要な地域資源である洞窟遺跡、近代化遺産等の総合的な調査及び継続的な整備を行うとともに、史跡、名勝、天然記念物の保護・活用を図ります。特に注目度の高い福井洞窟や針尾送信所の保存整備につきましては、効果的・計画的に推進します。なお、地域で伝承される浮立などの無形文化財についても、その活動を支援することで、保存・継承に努めます。

また、文化財に関するパンフレットの発行やシンポジウムの開催等を通じて広く市民に情報提供を行うとともに、佐世保市の歴史、文化財等を網羅的に展示できる博物館の構想についても引き続き研究・検討を行います。

さらに「佐世保市文化振興基本計画」にのっとり、単なる文化財行政にとどまらず、文化的で魅力あるまちづくりを目指すために、他の施策と連携して推進し、地域文化の向上及び観光・地域活性化に寄与します。

### 3. 主な取り組み

#### (1) 文化財の調査・保護・活用及び伝統文化の保護と育成

##### ① 文化財の調査・保護・活用事業

文化財の管理、保護として、有形・無形の歴史遺産について、文化財審査委員会による市文化財の指定によりその顕彰を行うとともに、市内各所の史跡保存会による史跡・文化財の管理と清掃を実施しています。また、市所有の指定（登録）文化財の保存修理の実施及び、文化財所有者が行う各種の保存修理に対する支援を行うとともに、三川内焼などの伝統工芸技術保持者や浮立などの郷土芸能保持者（団体）の顕彰、後継者育成への支援等を通じ、地域に根ざした伝統文化の保護と育成を図っています。

文化財の愛護啓発として、史跡探訪の際に見学者の理解を助け、保護意識の醸成と、文化財の顕彰や文化財保護の啓発を図るため、指定文化財を中心に標柱や説明板を設置しています。佐世保市を代表する伝統工芸「三川内焼」については、「うつわ歴史館」や「三川内焼美術館（産業振興施設）」において、その優れた伝統技術と美を紹介しています。また、本市の児童生徒や市民に対して郷土史体験講座を実施しているとともに、本市の小学4年生を対象に歴史教育副読本の配布を行っています。

文化財の調査として、市内の洞穴遺跡の総合調査を実施しています。調査結果については、郷土史学習に活用し、将来の史跡整備や博物館建設のための基礎資料をそろえることを目的としています。また、本市の特徴として、造船設備、水道施設などの近代化遺産が市内に多数存在しており、これらについても、国・県並びに企業等の理解を得ながら、指定文化財を視野に入れた調査や修復を実施しています。

このような活動を通して、市民共有の財産である文化財を適正に管理、保存し、次代に継承するとともに、身近な史跡や文化財の価値を理解することで、郷土に対する誇りと愛着心、文化財保護意識の向上に努めています。

(課題)

佐世保が歩んできた歴史を後世へ伝えるため、文化財の保護・継承を進めるには、市民との連携が不可欠です。また、近年、近代化遺産など文化財として扱われる範囲が拡大している中で、本市においては、明治期に軍港が開かれてから急激に発展を遂げたその歴史的証拠となる近代化遺産が数多く現存しているものの、老朽化や再開発により急速に失われつつあり、その調査と保護が急務となっています。

さらに、市町合併に伴う市域拡大により、埋蔵文化財を含む歴史遺産が著しく増加しており、調査・保護・活用を行ううえで効率的な業務遂行が課題となっています。

文化財は学術的価値のみならず観光資源としても貴重なものですが、その効果的な活用方法については、文化・観光を担当する市長部局と連携した取組を研究する必要があります。

(対応)

重要な地域資源である史跡・文化財を正しく評価し、適正な管理に努めます。特に喫緊の課題となっている近代化遺産の保存については、佐世保市の特徴を表すものとして、その保護活用に取り組んでいきます。

このような地域資源を活かすために、生涯学習やエコツーリズムの推進等と連携しながら活用を図ることで、次代への確実な継承を行っていきます。

なお、郷土史体験講座の実施においては、他部局の類似のイベントとのタイアップや、文化財展示施設の活用など、新たな企画を創出することにより、参加者の満足度向上に努めます。

## ② 福井洞窟整備・発掘事業

本事業は、平成 18 年度から取り組んでおり、発掘調査や過去の出土品の返還、整理による学術評価の確立、「福井洞窟整備検討委員会」の開催を継続的に行うとともに、同委員会から答申を受けた「福井洞窟整備基本構想・基本計画書」を元にした史跡内容の再確認に取り組んでいます。

(課題)

日本史上極めて重要な洞穴遺跡である福井洞窟の整備は、国内でも大きな注目を集めています。

現段階では平成 28 年度に史跡整備ができるような計画で行っていますが、貴重な遺跡を発掘するためには細心の注意と時間を要するため、今後、国や県との調整を図りながら事業を推進する必要があります。

また同遺跡は、昭和 35 年から数次にわたり発掘調査が行われてきましたが、遺物のほとんどが持ち出されており、その返還についても今後の課題となる可能性が大きい状況にあります。

(対応)

発掘調査の成果を十分に検証し、学術的な価値を確立するとともに、平成 28 年度に史跡整備を行うことができるよう、着実な事業進捗を図ります。

また、極めて重要な遺跡である福井洞窟の価値や歴史を広く公開・活用していくために、効果的な手法を検討していきます。

### ③ 世界遺産登録推進事業

本市黒島町にある黒島天主堂が、世界遺産暫定リストに掲載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産となっています。平成 23 年 9 月に国の「重要文化的景観」にも選定され、また、「佐世保市世界遺産アクションプラン」を策定するなど、登録に向けた進捗を図っています。

(課題)

今後は、地元住民の理解を得るための説明会開催や文化的景観の整備活用に向けた地元との調整が必要となります。

なお、長崎県及び熊本県に散在する個別の遺産をひとくくりとした世界遺産登録を目指しているため、長崎県、熊本県と関係 6 市 2 町が足並みを揃えて推薦書を作成する必要があります。

なお、世界遺産登録により、観光客の過剰な増大による島の環境悪化や住民と観光客の摩擦を危惧する声も上がっています。

(対応)

世界遺産登録について地域説明会を開催するなど、地域住民の理解の促進に努めるとともに、関連団体及び関係部局との連携を、より積極的に推進します。

さらに、広く市民に周知し、観光誘致などとの連携も検討しながら、本市にとってよりメリットが感じられるものとしていきます。

### ④ 針尾送信所保存整備事業

針尾送信所（旧佐世保無線電信所）とは、大正 11 年に完成した高さ約 136 メートルの巨大な 3 本の塔であり、太平洋戦争の引き金を引いた暗号「ニイタカヤマノボレ 1208」をここで伝えたともいわれていますが、戦争遺構というよりも、当時の土木技術・通信技術の粋を集めた建築物であり、文化財として非常に価値のある施設です。

この貴重な施設を国の重要文化財指定とするため学術調査を継続的に実施し、所管する機関や現在も利用している機関との協議を行っています。また、指定後に向けた保存管理計画の策定を行っています。

(課題)

平成 23 年に、文化庁の文化審議会から国重要文化財に指定するよう答申がなされました。しかしながら、現在の所管が海上保安庁であり、その一部を海上自衛隊が使用している状況もあり、それらの関係機関との調整が課題となっています。

さらに、文化財指定後の保存管理計画については、関係機関及び佐世保市の各部局との調整、地域の協力等が必要となります。

(対応)

国の重要文化財指定に向けた関係省庁との協議を実施します。また、関係機関や地域住民との綿密な調整を行うことで、指定後の効果的な活用が可能となるような取組を進めていきます。

## (2) 文化財の情報発信

### ① 文化財展示施設等管理運営事業

合併旧町地域にある世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、小佐々郷土館の運営を行うことで、地区の歴史の理解に貢献するとともに郷土学習の拠点としての活用を図っています。また、地域の貴重な歴史的な資源の散逸を防止します。

(課題)

それぞれの施設が、市中心部から遠距離に点在するため、効率的な運営をすることが困難です。

また、開館日数の制限や説明できる解説員の不足など、見学者が満足できる環境とは言いがたく、改善の必要があり、入場者の減少が課題となっています。

(対応)

三館とも入場者が少ないことに課題がありますが、それぞれの合併地域が地の利を活かして独自の発展を遂げてきた歴史文化を、今後も適切に保存周知し、次代に継承する必要があるとの認識から、現段階では施設の運営を継続します。

したがって、三館については、施設ごとに歴史的背景や地域性などの特徴があることから、それぞれに明確なテーマを打ち出すなど、展示内容や周知案内を工夫・充実させ、市民や地域住民にとって魅力ある施設として入場者数の増加を図ります。

また、ガイドを行うことができる人材育成、他施設（地区公民館、島瀬美術センター、うつわ歴史館）との連携によるソフト事業の展開や広報に努めます。

## ○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
文化財説明板の設置率 ※対象施設における説明板の設置状況で測ります。	81.5% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)

## 第4章 計画の進捗管理

本書の48ページで示しているとおり、「教育委員会の自己点検及び評価」により本計画の進捗を管理します。

※ 教育委員会の自己点検及び評価とは？

平成18年12月の教育基本法改正を受け、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築することを目的として、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（通称：地教行法）が改正されました。

### 改正のポイント

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、以下のことを外部の地見を活用しながら点検・評価し、議会に報告するとともに、市民に公表することとなったもの。

① 教育委員会の活動状況

教育委員の活動状況の評価するものです。

② 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が行う会議の内容の評価するものです。

③ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育長に委任されている事務（本書の第3章に記載している具体的な取組）を評価するものです。

本計画では、第1章に記載しているとおり、教育委員会が所管する施策を範囲としていますが、必要に応じて、他部局の施策についても言及しています。

本来であれば、他部局の施策についても進捗管理の対象とすべきところですが、その部分は、市長の権限にあたるため、第3章に記載している主な取組のうち、教育委員会が所管する施策についての進捗管理を行うこととします。

※ 自己点検及び評価の内容につきましては、佐世保市ホームページをご覧ください。

## ■ 用語の解説

### ※ 1 保幼小連携

全国の5歳児の97%は保育所、幼稚園、認定子ども園に通った後、小学校等に入学している現状や、保育所や幼稚園等で行われている幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、保育所や幼稚園等小学校における連携が必要であるという考え方。

新たに改訂された保育所保育指針と幼稚園教育要領には、小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれている。

### ※ 2 発達障がい

知的発達に全般的な遅れはなく、対人関係や社会性、行動面、学習面の一部に困難があるもの。その原因は明らかではないが、脳に起こっている何らかの機能障がいによるものと言われている。また、その状態が低年齢（2，3歳～小学校低学年）において発現するもの。具体的な診断名は、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などがあり、これらをまとめて発達障がいという。

### ※ 3 全国学力・学習状況調査

平成19年度から開始された、日本全国の小・中学校の最高学年（小学校6年生、中学校3年生）を対象として行われるテスト。実施日は、毎年4月の第3火曜日。

### ※ 4 読書大好き佐世保っ子プラン21

平成22年3月に佐世保市教育委員会が策定した計画。計画期間はH22～H26までの5年間。

### ※ 5 PISA型読解力

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれた文章や資料を理解し、利用し、熟考する能力。Programme for International Student Assessmentの略称。

### ※ 6 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

### ※ 7 特別支援教育

障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### ※ 8 マネジメントサイクル

学校経営を進めていくにあたり、複数のステップを経て循環型の実践を進めていく手法。具体的には、学校課題の明確化→教育活動の実施→学校評価の実施→新たな課題の明確化というサイクル。

※ 9 放課後子どもプラン

子どもたちの安全・安心な放課後の居場所づくりを整備するため、教育委員会と子ども未来部の連携のもと総合的な放課後対策を推進するもの。

※ 10 ココロねっこ運動

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県民運動。

※ 11 地縁

同じ地域に住むことによって生じる社会的関係。地縁団体として、自治会、町内会などがある。

※ 12 佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画

平成 24 年 7 月に佐世保市教育委員会が策定した計画。計画期間は H24～H29 までの 6 年間。計画の目的は、市民一人ひとりの学習ニーズや、社会からの要請に対する適切かつ効率的な学習機会の提供並びに学習の成果を発揮できる「学びの循環型社会」の構築に向けたシステムづくりと、その社会の中で人々が集い、交流し、学びあうという「生涯学習」に着目した地域づくりを目指したもの。

※ 13 徳育推進のための行動計画

平成 23 年 11 月に「佐世保市徳育推進会議」の提言を受け、平成 24 年 2 月に佐世保市が策定した計画。計画期間は H24～H29 までの 6 年間。

※ 14 学社融合

学校教育と社会教育の役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子どもたちの教育に取り組んでいく考え方。

※ 15 スポーツ推進委員

スポーツ基本法第 32 条に基づき市町村が委嘱する非常勤職員。スポーツ基本法制定前は体育指導委員であった。職務は、市民の求めに応じてスポーツの実技指導や市民のスポーツ活動を推進するための組織の育成、学校、公民館等の教育機関が行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力することである。

※ 16 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力低下や肥満等の生活習慣病が深刻な社会問題になる中、平成 20 年度から文部科学省が実施している調査。対象は小学校 5 年生、中学校 2 年生。

※ 17 ジュニア層

小学校の児童及び中学校の生徒

※ 18 指定管理

指定管理者制度。平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、議会の議決により市などの公の施設の管理を民間事業者に委任できることとなった制度。

※ 19 小 1 プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。従来は 1 か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり、就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され出した。

※ 20 構音

一般的には発音と呼ばれ、喉や口唇などの器官を使って、言語音にすること。

※ 21 通級（通級指導教室）

校内もしくは近隣の学校内に設置されており、通常の学級に在籍しながら、週に 1 回程度通い、対象の子どもの苦手とする部分に対して小集団ないし個別の指導を受けるもの。

本市の通級指導教室は、言葉の発音や話し言葉のリズム等のことばに関する苦手さに対応する「ことばの教室」、聴きとりや聴力に関する苦手さに対応する「きこえの教室」（実際には、ことばときこえに対応し「きこえとことばの教室」）、行動面や情緒面等の苦手さに対応する「まどか教室」（小学生用）及び「ゆたか教室」（中学生用）がある。

※ 22 学校司書

司書資格を持ち、学校図書館の円滑な運営のための様々な職務を日常的に担うとともに、適切な資料提供によって児童生徒の学びを支えている職員。

※ 23 経営ビジョン

学校教育目標の具現化のための校長の学校運営方針

※ 24 ノーマライゼーション社会

障がいのある人もない人も、ともに一緒に助け合いながら生活を送れる社会。

※ 25 A L T

JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の中に定められた職種。Assistant Language Teacher の略称であり、小・中学校における外国語指導の補助的役割を担う。

※ 26 学校教育ネットワーク

佐世保市教育センターで一元管理する佐世保市独自のネットワーク。学校内だけでなく、学校間のコンピュータ全てがネットワークでつながっており、教育情報の共有や配信等に利用されている。

※ 27 長崎県特別支援教育推進基本計画

障がいのある子どもの教育の更なる充実に向けて、計画的に特別支援教育を推進していくための長崎県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した計画。平成 23 年 10 月策定。H24 から概ね 10 年間の計画。

※ 28 共育

教育や子育て、まちづくりに関わる取組を通じて、学校・家庭・地域社会の交流・連携・融合を目指し、共に子どもを育てる、共に成長しあうこと。

※ 29 学校適応指導教室

何らかの原因で学校に登校できない（不登校）児童生徒の学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育むことを目的とした通級教室。

※ 30 スクールカウンセラー

不登校・いじめ・問題行動への対応、また未然防止のために、専門的な立場（臨床心理士・精神科医等）として、学校で教育相談を受け付ける者。

※ 31 スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒の置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

※ 32 心の教室相談員

中学校に配置し、生徒が悩みなどを気軽に話し、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在。

※ 33 臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者。

※ 34 児童生徒理解支援システム

一人一人に対するきめ細やかな配慮を行うことを目的として、佐世保市独自で開発した、児童生徒に関する日常の記録を教職員間で共有できるシステム。

※ 35 就学援助

生活保護法で規定する要保護者、それに準ずる程度に困窮している者（準要保護者）に支弁する就学に必要な諸経費。学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、給食費等に対する援助。

※ 36 シーズ

技術、ノウハウ、アイデア、人材、設備など。

※ 37 メディア安全指導員

「長崎っ子のためのメディア環境協議会」が実施した養成講座を修了した指導員をPTAや町内会の求めに応じて派遣する長崎県の制度。聴講者に対し、インターネットやケータイなどが子どもに与える影響を分かりやすく説明している。

※ 38 NPO

収益を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体。NonProfit Organization の略。

※ 39 人材バンク

地域の優れた知識や経験・技能を有する多様な人材を“地域の達人”として登録し、様々な教育活動や生涯学習の場へ派遣するシステムで、「学びたい」という人と「教えたい」という人をつなぐ仕組み。長崎県では「長崎県教育活動サポート人材バンク」事業があり、本市では「人材（学習ボランティア）派遣事業」として取り組んでいる。

※ 40 YA（ヤングアダルト）

児童と成人の中間に位置している利用者層（主に中高生）。

※ 41 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案、紹介されたスポーツの種目。その数は、数百種以上あるといわれる。

※ 42 ジュニアリーダー

スポーツ少年団の中で、年下の団員のまとめ役や指導者の手伝いをする団員。

※ 43 新体力テスト

昭和 38 年に「スポーツテスト（旧）」が誕生し、文部省（現：文部科学省）では、昭和 39 年から、国民の体力・運動能力を把握することを目的として実施している調査。平成 8 年に現在の「新体力テスト」が作成され、文部科学省では平成 11 年度から「新体力テスト」を用いて、体力・運動能力調査を実施している。

※ 44 ワークショップ

一方的な知識や技能の伝達ではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で学びあい、創り出す双方向的な学びと創造のスタイル。島瀬美術センターでは、例えば版画の展示を行う際、事前に参加者を募集した上で、実際に版画を使った作品づくりを行っていただくことで、文化に対する興味を高めてもらうなどの取組を行っている。

## ■ 成果指標一覧

指標名	ページ	現状値	目標値	備考
幼稚園の就園率	3 2	95.8%	100%	公・私立幼稚園児数÷(全幼児数－保育に欠ける幼児数)×100 ※4、5歳児のみ
幼児教育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	3 2	97%	100%	大変よかった・よかった人数÷回答した受講者数×100
学校の指導方針、特色ある教育活動に満足していると感じている児童生徒・保護者・地域の割合	3 7	81.8%	85%	学校評価(学校の指導方針、特色ある教育活動に満足していると感じている児童生徒、保護者・地域の割合)の値
先生は子どもをよく理解し、授業が分かりやすいと感じている児童生徒・保護者・地域の割合	3 7	81.1%	85%	学校評価(先生は子どもをよく理解し、授業が分かりやすいと感じている児童生徒、保護者・地域の割合)の値
子どもたちが楽しく学校に通学していると感じている児童生徒・保護者・地域住民の割合	4 1	85.4%	88%	学校評価(子どもたちが楽しく学校に通学していると感じている児童生徒・保護者・地域住民の割合)の値
いじめの解消率	4 1	93.9%	100%	当該年度にいじめとして認知された件数÷当該年度中に解消された件数×100
学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合	4 9	83%	100%	学校評価(学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合)の値
大学との連携事業実施数	5 2	6件	10件	大学との連携事業の累計数
大学等における公開講座参加の延べ人数	5 2	2,753人	3,300人	参加者数(長崎県立大学、長崎国際大学、長崎短期大学、佐世保工専)
放課後子ども教室に携わった大人の人数	5 5	8,464人	11,000人	放課後子ども教室の実績報告から、教室運営に携わった大人の人数
健全育成事業への参加者数	6 0	18,348人	20,000人	青少年育成懇談会、青少年育成研修会、少年の主張大会の参加者数に各地区で行われる健全育成行事への参加者数を加えたもの
補導に従事した補導委員の延べ人数	6 0	3,832人	4,000人	青少年教育センター補導委員等が活動した延べ人数

指標名	ページ	現状値	目標値	備 考
生涯学習事業への参加者数	64	79,310人	96,000人	まちづくり出前講座、各地区生涯学習推進会が実施する補助事業への参加者数
施設利用者数	70	1,440,518人	1,490,000人	市立図書館、各地区公民館、総合教育センターの施設利用者数
一徳運動に取り組んでいる地域団体の数	72	—	370団体	一徳運動に取り組んでいる地縁団体、学校、企業等の団体数
総合型地域スポーツクラブ会員数	75	1,667人	1,900人	市内各総合型地域スポーツクラブの会員数の合計
小学生の体力測定値	79	71.4%	75%	文部科学省の「新体力テスト」における総合評価C（普通）以上の児童の割合
中学生の体力測定値	79	81.9%	80%	文部科学省の「新体力テスト」における総合評価C（普通）以上の生徒の割合
体育協会加盟の競技人口	83	24,375人	24,000人	体育協会加盟の競技団体が把握している競技人口の合計
施設の年間利用者数 （市内体育施設）	86	1,084,596人	1,178,000人	施設毎の年間利用者合計
人権問題に関する理解度	89	94.3%	95%以上	アンケート回答のなかで理解できると回答した数÷アンケート回答者数×100
人権教育の充実度 （学校評価）	92	81.7%	85%	学校評価（人権教育が推進され、人としての尊厳と責務を重んじる教育がなされていると感じる割合）の値
主要文化施設の利用者数	97	654,945人	652,000人	アルカスSASEBO、市民会館、島瀬美術センター、市民文化ホール、立神音楽室の利用者数（ただし、市民文化ホールについては、目標値に含まれていない）
文化財説明板の設置率	102	81.5%	100%	市内指定文化財のうち説明板を設置している文化財数／市内指定文化財数×100

平成25年1月30日

佐世保市教育委員会 様

佐世保市教育振興基本計画

(第2期) 策定検討委員会

会長 中野 はるみ

佐世保市教育振興基本計画(第2期)について(答申)

平成24年8月30日付け24教総第522号で諮問がありました佐世保市教育振興基本計画(第2期)の策定について、当検討委員会で慎重に審議した結果、その内容について、別冊「佐世保市教育振興基本計画(第2期)素案」のとおりまとめましたので提案いたします。

現計画(第1期)策定後約4年が経過しようとする中、国においては、グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化、経済・雇用環境の悪化やつながりの希薄化、格差の固定化など我が国が直面する危機、東日本大震災が与えた衝撃などに対し、教育こそが人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに社会全体の諸問題を乗り越える基盤であるという考え方を基本として、「第2期教育振興基本計画」を策定しています。

このような状況を踏まえ、佐世保市教育方針の実現を目指しつつ第6次佐世保市総合計画後期基本計画との整合性を保ちながら、佐世保市に住む全ての人が、これからの時代をたくましく生きぬくために、心豊かな生涯学習の推進が図られるよう要望します。

なお、特に、以下の点に留意して計画の推進にあたられるよう付言します。

記

- 1 佐世保市教育方針に掲げられている「学びの社会の実現」に向け、学校・家庭・地域が連携・協力して取り組むよう努めること。
- 2 “徳のある人づくり”を掲げる徳育の推進については、学校・地域・職場における自発的な取組を促すことはもちろんのこと、生涯学習やスポーツの分野における取組との関連も意識しておくこと。
- 3 子どもの読書活動を推進し、表現力、想像力を高め、そこで養われた想像力によって、例えば人の痛みが分かるなど、様々な場面において円滑にコミュニケーションできる子どもを育てること。
- 4 学校規模の適正化については、早期に検討を進めること。
- 5 「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を基盤とした生涯学習による「地域の絆」の再生を期待すること。
- 6 学校教育、生涯学習における「情報モラル教育」の推進に意を用いること。

## 佐世保市教育振興基本計画（第2期）策定検討委員会設置要領

### （設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の改正に伴い、佐世保市における新しい時代の教育のあり方について、幅広く市民各界の意見を求めるため、佐世保市教育振興基本計画（第2期）策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （職務）

第2条 検討委員会は、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が諮問する事項について審議し、その結果を教育委員会に答申する。

### （組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の諮問に対する答申をする日までとする。

### （会長及び副会長）

第5条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### （庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

### （委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 6 月 2 7 日から施行する。

